

トラパニ海法管見

栗 田 和 彦

目 次

- 1 はしがき
- 2 トラバニ海事評議員職務規則
- 3 陸上の規則・条項
- 4 むすびにかえて

1 はしがき

トラパニ (Trapani) は、シチリア (Sicilia) 島の西 (北) 端の部分に位置しており、古来、「アフリカにもっとも近い街」と呼びならわされている。このことから分かるように、トラパニは、紛れもなく、地中海交易の要衝の1つ、シチリアの西の玄関口であった。

古くには、航海術 (および商業) に優れたフェニキア人がトラパニおよびその近辺を頻繁に訪れていただけでなく、居住地を形成していたことは、多くの発掘品から明らかになっている。また、トラパニ周辺で行われている製塩の技術は、フェニキア人が残したものと広く信じられている。

統治者がいくたびか変わることがあっても、トラパニの経済的・政治戦略的重要性は、長いあいだ、変わることがなかった。その経済的繁栄の頂点は14世紀であった、といわれている。海運が発達し商業が栄えた街には、必然的に海 (商) 法が発生したが、トラパニも例外ではなかった。

1-1 トラパニ海法

Vito La Mantia, *Consolato del mare e dei mercanti e capitoli vari di Messina e di Trapani*, Palermo, 1897 は、分量的には小さな書物であるが、往時のトラパニの海事・商事法を復刻・紹介しており、中世イタリア (ないし地中海) 海法史研究上の学術的な価値は大きい⁽¹⁾。

同書は、シチリア王 Federico 2 世の1314年2月21日付けの特権付与 (メッシーナ [Messina] 人およびシラクーサ [Syracusa] 人に与えられていたのと同じ特権をトラパニ人にも付与する) の文書を復刻・紹介した後、6つの規則・条項を復刻・掲載している。

その最初に掲載されているものが、多くの研究者によって「トラパニ海法」として扱われているものであり、たしかに、「トラパニ海法」の最重要部・中核的部分といえる (本稿の主たる検討対象でもある)。タイトルとその試訳を掲げておく。

De officio Consulium maris et capitulis de ordinacionibus officii eiusdem, que servari debent de cetero per presentes officiales et successores in terra Trapani, prout servantur in civitate Messane et aliis terris et locis maris regni Sicilie.

「海事評議員職務および同職務規則条項について。すなわち、それらは、メッシーナ市およびシチリア王国の他の海の土地・場所において維持されるように、トラパニの土地においては、その他の点では、現在の官吏および継承者を通じて、維持されることが義務づけられている。」

詳細については、後に検討するが、本規則は18カ条からなり、そのうちの半数以上がメッシーナ海法（以下、ME 海法⁽²⁾と略称する）に類似している、と評されている⁽³⁾（本規則には『トラパニ海事評議員職務規則』とでも和訳を当てておくのが適切かもしれないが、便宜上、以後、本規則を TRCM と略称する）。

TRCM が有する格別の重要性については、以下のような指摘が適切であろう。すなわち、同法は、トラパニが、すでに（1282年9月に始まる）アラゴン王朝期の間、重要な海の中心地であったことを示しているだけでなく、とりわけ、タイトル自体のなかで、メッシーナおよび他のシチリアの海洋都市における類似の規定の存在に言及している⁽⁴⁾。

(1) Vito La Mantia 1822年9月6日、チェルダ（Cerda）生まれ。1846年2月、パレルモ（Palermo）大学法学部卒業。1853年、弁護士。このころから、シチリア法制史研究書の出版を本格化する。主要著書：Annali di legislazione e giurisprudenza patria e straniera, Palermo, 1858；Storia della legislazione civile e criminale di Sicilia, 4 voll., Palermo, 1858-1874；Consuetudini delle città di Sicilia, Palermo, 1862；Notizie e documenti su le consuetudini delle città di Sicilia, Firenze, 1888；Antiche consuetudini delle città di Sicilia, Palermo, 1900。1860年、パレルモ民事裁判所判事を皮切りに、ペルージャ（Perugia）控訴院判事、ローマ（Roma）破棄院判事などを歴任。1895年、公務引退後も研究・執筆活動を継続。1904年6月16日、パレルモにて永眠。Vito La Mantia に関しては多くの研究・紹介がなされているが、M. Antonella Cocchiara, Vito La Mantia e gli studi storico-giuridici nella Sicilia dell'Ottocento, Milano, 1999 がもっとも詳しい。

- (2) ここにいう「ME 海法」とは、Luigi Genuardi, *Il libro dei capitoli della corte del consolato di mare di Messina, Palermo, 1924*, pp. 28-159 が報じている、第1条から第167条まで通し番号によってまとめられた海事評議員裁判所に関連する規則をいう。これに関しては、後掲の〔引用文献の略称〕にある拙稿「序説」と「統説」を参照のこと。なお、序説では同法第57条から第110条を「Me 裁判所条項」と略称し、統説では同法第1条から第56条を「CCMM」と略称しているが、本稿では、そのような分類・別称付与をせずに、通しで、ME 海法と称する。
- (3) たとえば、Riniero Zeno, *Storia del diritto marittimo italiano nel mediterraneo, Milano, 1946*, p. 139; Mario Murino, *Andar per mare nel Medioevo. Le antiche consuetudini marittime italiane, Chieti, 1988*, p. 322, n. 1 は、ME 海法と TRCM の類似対応関係を下記のような対照表にまとめている。ただし、両者の対照表は、完全に一致しているわけではなく、Zeno のそれは、TRCM 第17条と ME 海法第8条・第11条の類似性を認めていない。なお、両法の類似・対象関係について、Zeno と Murino の見解に言及する場合、煩を避けるため、以後、書名と頁数を明示しない。

TRCM	4	5	6	7	8	9	10	11	12	14	16
										17*	18
ME 海法	2,3	7	81	82	58	89	117,119	116	104,105	126	128
										8,11	9

しかし、Zeno や Murino が認めない類似対応関係を他所で発見可能かもしれない。たとえば、筆者には、TRCM 第8条と ME 海法第59条などにも類似関係が認められるように思われる。

- (4) Zeno, *op. cit.*, *loco cit.*

1—2 陸上の規則・条項

海（商）法は、陸商法に大きく影響されず独自に発展する傾向にあったにしても、陸の世界から離れ自己完結的に生成・発展したわけではないであろう。本稿で検討する TRCM などの規定も、往時の陸上の慣習法などと完全に無縁ではなかったはずである。

La Mantia の著作は、TRCM の後に、5つの規則・条項を掲載しており、それらは、TRCM とは少し性質を異にし、陸上の商事事項ないし一般社会生活関連事項の規律をその主たる目的としているようである。しかし、それらの規則・条項のなかにも、やはり、海事関連規定がいくつか散見される⁽¹⁾。

La Mantia が TRCM の後に紹介している陸上の規則・条項のなかに散見される海事法規定については、「2 トラパニ海事評議員職務規則 (TRCM)」の作業の後、「3 陸上の規則・条項」において若干の検討を試みたい。

- (1) Murino, op. cit., pp. 322-324 は、5つの陸上の規則・条項のうちの4つに海事関連事項を規律する条項を見い出しており、それらの条項についても紹介を行っている。

1—3 本稿の目的 本稿は、TRCM の18カ条と他の陸上の規則・条項に散見される海事法規定を直接的な検討対象とするにとどまるが、それらの分析・検討により、往時地中海交易の要衝として栄えたトラパニの海法の有姿を、たとえ、一部であっても明らかにしたい。

その作業は、トラパニ海法自体を描出するだけでなく、1—1 でふれたように、ME 海法との類似・対応関係をつまびらかにすることでもある。それは、間接的には、アマルフィ海法などとの類似・対応関係の解明にもつながっている。すなわち、本稿の目的は、中世イタリア（ないし地中海）海法史に関する議論に1つの新たな資料を提供し、ひいては、その議論の深化・展開に益することにある⁽¹⁾。

- (1) 本文でのべたように、本稿の直接的な検討対象は、それほど多くはない。Nicola Giordano, *Il diritto marittimo siciliano dalle origini al secolo XIV*, Archivio storico siciliano, nuova serie, anno 41 (1916), pp. 373-374 によると、シチリアでは、13世紀初頭まで、成文化された海法関連規則はなかったようである。公証人の記録などから往時の海事契約・慣習法の有姿を推測することが可能かもしれないが、本稿は、そのような第一次資料を参照していない。また、本稿は、先述の陸上の規則・条項のなかに散見されるいくつかの海事関連規定について、若干の検討を試みるが、それらの規定以外の陸上の慣習法に関して、検証を行う余裕がない。そのため、本稿は、「トラパニ海法管見」と称しているが、そのタイトルが本稿の学術的意義を減殺するものではない。

***本稿の基本方針**

[ME 海法の類似・対応条文] 2において、TRCM の各条について、順次、検討するが、「小見出し」の番号は、TRCM の条文番号に合わせる。小見出しの後に、Zeno および/または Murino などによって類似性が認められている ME 海法の条

文と、それを検証した「序説」または「統説」の主要箇所を示しておく。

[見出し] TRCM 第4条以下の規定には「見出し」が付されている。それらのなかには、かなり長いものもみられるが、本稿では、可能なかぎり、簡潔に「試訳」をしておく。

[規定内容] TRCM のすべての条文は、ラテン語で記載されているだけでなく、専門用語やイタリア南部方言・用語などを含んでおり、すべての条文に正確な翻訳を施すのは、きわめて困難な作業である（少なくとも、筆者にとっては）。翻訳を試みても、場合によっては、かなり大胆な「推測」が入ってくるであろう。各条の分析・検討の便宜のため、筆者が解析できた範囲で、各条の「規定内容」を【 】で示すことにする。したがって、それらは、「試訳」あるいは「仮訳」の域に達していないこともありうる。

[セミコロン] セミコロンを有する条文については、そこで文章を切って規定内容を示すが、セミコロンのない場所でも、適宜、文章を切ることがある（その旨をとくにことわらないこともある）。

[引用文献の略称] かなり頻繁に引用するいくつかの文献・先行作業を以下のように略称したい。

「Am」：アマルフィ海法のいわゆる Foscarini 本。

「試論」：拙著「アマルフィ海法研究試論」関西大学出版部・2003年。

「序説」：拙稿「メッシーナ海法序説」関西大学法学論集・62巻4・5号1763頁以下。

「統説」：拙稿「続・メッシーナ海法序説」関西大学法学論集・64巻3・4号935頁以下。

2 トラパニ海事評議員職務規則 (TRCM)

TRCM の18カ条について個別・具体的な分析・検討を行う前に、TRCM の形式的特色・留意点 (TRCM に関する議論の根源にもなっている) をいくつか (順不同に) 列挙しておきたい。

(i) タイトル TRCM のタイトルは、その妥当・適用範囲に論及しているため、かなりの長文である。

本規則を特定・表示するためだけであれば、前半部のみで足りるであろうが、TRCM のタイトルが注目される所以は、que 以下の長い後半部分にある。Zeno は、後半部分を転写人による付加としているが⁽¹⁾、それによって、本規則がメッシーナなどのシチリアの海洋都市で遵守されているものであることが

明らかにされている。

転写人による付加（前書き）と解するか否かはおくとして、直ちに思い起こしうるのは、Am および ME 海法第57条から第110条まで（「序説」で「Me 裁判所条項」と略称した規定群である）が同様の形式のタイトルを有していることである。

便宜のため、2つの規則・条項のタイトルを改めて掲げておこう。

Capitula et ordinationes Curiae Maritimae Nobilis Civitatis Amalfae quae in vulgari sermone dicuntur la Tabula de Amalfa（通俗的表現ではアマルフィ海法と称されている、高貴なアマルフィ市の海事裁判所の諸条項と諸規則）

Li capituli et ordinacioni di la curti di mari di la nobili citati di Messina facti et ordinati per la universitati di la predicta citati（称揚された市共同体のために起草され制定された高貴なメッシーナ市海事裁判所の諸条項と諸規則）

3つのタイトルを対照して、いくつか気づいた点を列挙してみよう。まず、使用言語であるが、TRCM と Am はラテン語であり、ME 海法はイタリア語（南部イタリア方言）である。一般的に、ラテン語を使用言語とする法律がより古いものであろう、と考えられうるが、TRCM と ME 海法の上記規定群では、いずれが古い時代のものであるのか、いずれの地において先に慣習法として成立したのかは、おそらく判定不能、というしかないであろう⁽²⁾。

Am と ME 海法の上記規定群は、それぞれアマルフィとメッシーナのために制定・編纂されたものであることを明言しているが、必ずしも、その規則・条項の妥当性・適用範囲に関して、明言はしていない。これに対して、TRCM は、それがトラパニだけではなく、メッシーナおよびその他のシチリアの海洋都市において遵守されていたことを明らかにしている。ここでは、メッシーナが特記されていることが、とりわけ注目に値する。ちなみに、タイトル自身のなかにおいて示されたのではないが、TRCM は、最後尾（第18条のあと）に、メッシーナに裁可された旨（Datum Messane MCCCXXXV⁽³⁾）を明示している。

- (2) Genuardi, op. cit., p. VI.
- (3) Zeno, op. cit., loco cit.; Gaeta, op. cit., p. 67.

(iii) 使用言語 TRCM は、タイトルだけでなく、第1条から第18条のすべての条文がラテン語で記載されている。TRCM が裁可された時期は、すでにイタリア語が法律や公文書に広く用いられるようになっていた時期でもあろう。

TRCM とそれほど大きく時代が異ならない海法のなかに、タイトルはラテン語で表示されていても、本文はイタリア語からなっているものが存在しているが⁽¹⁾、TRCM は、ごく稀にイタリア語の単語・語句の混入がみられても(ギリシャ語源のものも含まれているかもしれないが)、それ以外は、ラテン語からなっている⁽²⁾。

Zeno は、TRCM が公的機関によって編纂されたもの、と推測しているが、使用言語がラテン語であることも、根拠の1つになっているもの、と思われる⁽³⁾。

- (1) たとえば、トラニー(Trani)海法がその例である。同法については、拙稿「トラニー海法素描」関西大学法学論集55巻4・5号1286頁以下参照。また、Am は、全66カ条のうち、21カ条がラテン語であり、45カ条がイタリア語である。
- (2) ちなみに、La Mantia の著作が所収している陸上の5つの規則・条項も、TRCM と同様、すべてがラテン語で記載されている。
- (3) Zeno, op. cit., p. 138.

(iv) 見出し TRCM 第1条から第3条の規定には「見出し」がないが、第4条から第18条の規定には「見出し」がある。「見出し」の有無も、しばしば、編纂者が公的機関か私人かの議論の根拠とされる。当然、見出しのあるものが公的機関により編纂され、ないものが私人により編纂された、と推測される傾向にある。

TRCM 第1条から第3条の規定における「見出し」の欠如が何を意味するのか不明であるが、復刻の際における転写人の見過ごしとは考えがたい。La Mantia によって同時に公表されている他の規則についても同じ現象がみられる。たとえば、3—1 でふれる *Capitula mercatorum* は、全15条からなってい

るが、第2条から第7条に見出しがあり、それ以外の条文には見出しがない⁽¹⁾。

むしろ、TRCMの転写人が原本を忠実に転写したであろうことは、往時の法律の多くが第2条以下の文頭に置くItemからも推測される。TRCMは、この文言を、規則性をもって使用している。すなわち、第2条から第16条までの15カ条の文頭のすべてに、Itemが置かれている（数項からなる長文の第17条と第18条の第1項の文頭には、In primisが置かれている）。

さらに、第2条（3項）、第4条（2項）、第9条（2項）、第17条（4項）および第18条（5項）が複数の項を有しているが、TRCMは、第9条第2項の文頭以外、他のすべての項の文頭にItemを置いている⁽²⁾。

TRCMの編纂者は、かなり注意を払いながら、Itemを使用したもの、と推測することができる⁽³⁾。そして、転写人も、同様に、かなり注意を払いながら、原本を転写したもの、と思われる。

- (1) Raffaele Starrabba, *Consuetudini e privilegi della città di Messina sulla fede di un codice del XV secolo* (posseduto dalla Biblioteca comunale di Palermo), Palermo, 1901, pp. 273-289 は、Genuardiが紹介しているME海法第1条から第34条に対応する部分を報じているが、第1条から第15条に対応する条文には見出しがない（第16条以下に対応するものには見出しがある）。
- (2) 本文で言及しているように、第17条および第18条の第1項の文頭には、In primisが置かれ、第2項以下の文頭にItemが置かれている。本文ではのべなかったが、第17条第3項は、10号からなっており、その第1号の文頭にIn primisが置かれ、第2号から第10号の文頭にItemが置かれている。
- (3) ItemとIn primisの規則的な使用・配置は、(iii)でみたZenoの推測（TRCMの編纂は公的機関による）の根拠の1つであったもの、と思われる。

(v) 成立時期・場所 TRCMのいくつかの条文がME海法の規定と類似しているが、すると、いずれが他方を模したのか（いずれがより古いのか）、という疑問が湧いてくる。これに関しては、(i)で若干言及したように、判定が困難ないし不能、というほかないのであろう。

(ii)で省察した裁可者・年の特定が可能であったとしても、慣習（法）として成立したものが統治者により裁可されるまでにかかなりの時差があったはずであ

る。したがって、TRCM の成立時期（・場所）については（も）、後の統治者による裁可の時期（・場所）から推測することは、おそらく不可能であろう。

TRCM にしても、ME 海法にしても、いまに伝わっているものは、後の世の転写人の作業によるものであり、もともとの原本 (*testo originario*) がシチリア島の海事評議員裁判所に法律として保存され、それに依拠して、裁判が行われていたが、やがて、交易の要請および海法の発展により、修正・付加がなされたのであろう⁽¹⁾。

そのような推測が正しければ、少なくとも、もともとの原本がトラパニまたはメッシーナのいずれの地で生じたのか、という疑問自体、あまり意味がないであろう。むしろ、トラパニとメッシーナだけではなく、具体的な名称は掲げられていないにしても、シチリア島内の他の海洋都市において同じ（類似の）内容の法律・規則が遵守されていたことに、より注目すべきなのであろう⁽²⁾。

(1) Zeno, *op. cit.*, *loco cit.*

(2) 同じことが陸上の規則・条項についてもあてはまるかもしれない。すなわち、*La Mantia* が報じている5つの陸上の規則・条項のなかに、TRCM に似たタイトルを持つものがあり、さらに、最後尾および途中の規定の末尾に裁可年と場所を表わす文言が付加されている。裁可場所のなかには、トラパニ以外に、メッシーナ、カタニア (*Catania*)、アウグスタ (*Augusta*) などの名がみられる。

2—1 TRCM 第1条

Volumus et precipiendo mandamus quod Consules maris regni nostri Sicilie teneantur et debeant associare et defendere omnem Trapanensem in quacumque terra marine Sicilie existentem, qui in casu necessario indigeret Consule supradicto; et quod pro eorum salario nihil recipiant, nisi de qualibet barca prout inferius describitur, sub pena privationis officii.[©]

© *La Mantia*, p. 3.

【われわれは、われわれのシチリア王国の海事評議員が、シチリアの陸海のいづこにおいても、窮状にあって上述の評議員を必要としているすべてのトラパニ人に連帯しそして擁護すべき義務を負うことを欲しそして委任する。そし

て、(海事評議員は、⁽¹⁾ 彼らの報酬として、あらゆる船舶について後に規定されているところにしたがうほか、何も受け取ってはならない。これに違反したときは、職務を剥奪される。】

本条*は、「見出し」が付せられていないが、「海事評議員の義務および報酬の超過請求の禁止（制裁）」について規定している。

TRCM には、見出しのない条文とある規定が混在しているが、一般的には、見出しを有しない条文からなる法律・規則は古い時代に制定・編纂されたもの、と考えられているようである。また、同じ法律・規則のなかに異なった時代に制定・編纂された条文が混在している、と考えられることもある。すると、本条から第3条の規定は、第4条以下の規定より古い時代のもの、との考えが成立しうるかもしれない。

また、本条は、セミコロン（；）により、大きく二分されており——本稿では、便宜上、3文（3段）に分けて規定内容を示しておいた⁽²⁾——、第1文は、海事評議員の職務・義務について、一般的・抽象的な表現によって規定している。その職務・義務の内容は、他の地の海事評議員に要求せられているものと異なるところはない。

第2文については、たとえば、第2条にみられるように、短文の規定であっても、独立した項とする方法もあったかもしれないが、もちろん、その所作のちがいが第2文の理解を困難にするものではない。

第3文は⁽³⁾、定額（法定）の報酬⁽⁴⁾以外の報酬を受け取った海事評議員に対する制裁として、職務の剥奪を明示しているが、金銭的制裁については、明示言及をしていない。第4条は、職務違反に対する罰金について定めているが、本条（第2文）の違反（超過報酬請求）の場合にも適用されるのか、かならずしも、明らかではない。

なお、ME 海法（およびヴァレンシア評議員規則）第1条は、海事評議員の選任に関して、時期、選任者、被選任者の員数・資格（選任母体）および任期・執務期間などについて、かなり詳細に定めているが⁽⁵⁾、海事評議員の選任

に関する規定は、TRCM のなかには存在していない。本条と類似する規定は、ME 海法のなかには発見できないもの、とされている⁽⁶⁾。

- (1) 本条の第2文に主語は置かれていないが、適宜、補充しておく。
- * 「本条」 2—1 から 2—18 の各節において、かなり頻繁に、TRCM と ME 海法などの条文を対照するため、混乱が生じうるかもしれない。それを回避するため、あらかじめ確認しておく、「本条」という場合、各節の「小見出し」にある TRCM の条文をいう（適宜その場で再確認する）。
- (2) TRCM と ME 海法の形式的な差異として、セミコロンの使用頻度をあげることが可能であろう。前者（全18カ条）の使用回数は10数回であるが、後者は、第1条から第110条までで、数回しか使用していない。
- (3) 法定報酬以外の報酬の受領を禁じた規定は、第3条にもみられる。
- (4) 海事評議員の報酬は、第2条に規定されている。
- (5) ME 海法第1条については、続説・945頁以下参照。ヴァレンシア評議員規則については、続説・939頁以下、とりわけ、同頁注(1)、940頁注(3)を参照。
- (6) TRCM が海事評議員の選任について ME 海法第1条に類似の規定を設けなかった理由を推測すると、「自明のこと」あるいは「メッシーナなどの都市で行われていること」として、周知のことであり、明文化する必要がなかった（あるいは、明文化の煩に堪えなかった）のかもしれない。

2—2 TRCM 第2条（ME 海法第92条：序説・1822頁以下）

Item quod predicti Consules habeant et habere debeant pro qualibet barca [portate salmarum] victualium quinquaginta infra granos quinque.

Item de qualibet barca portate victualium salmarum quinquaginta usque ad centum gr. decem.

Item pro qualibet barca portate victualium salmarum centum supra tarenum unum.[©]

© La Mantia, p. 3.

【同様に、前述の評議員は、[積載量⁽¹⁾] 50サルマ以下のあらゆる船舶について、5グラーナを受け取りそして⁽²⁾受け取るものとする。

同様に、積載量50から100サルマのあらゆる船舶から⁽³⁾、10グラーナ。

同様に、積載量100サルマを超えるあらゆる船舶について、1タリ。】

本条も、前条と同様、「見出し」を有していないが、「海事評議員の報酬」を定めた規定である。本条は、それぞれ短文の3つの項によって構成されており、各項が、船舶の規模を3つの段階に分けて、評議員の報酬を定めている。

Zeno および Murino の対照表には、本条に類似・対応する ME 海法の規定が掲げられていないが、Genuardi (op. cit., p. XVIII) は、ME 海法第92条との類似性を認めている。

学術的判断に評価者の恣意が入ってはならないが、主観をまったく排除することは不可能であろう。どの程度似ていれば、類似している、というのかについても、このことがあてはまるであろう。筆者は、Genuardi のいうように、ME 海法第92条（および Am 第40条）と本条の類似性を認めうるのではないかと考えている。

たしかに、本条と ME 海法第92条を詳細に対照すれば、いくつかの差異を発見することが可能であろうが、それらの差異は、両者の類似性の肯定の妨げになるほど大きいものではないように思われる。

まず、ME 海法第92条は、「評議員は、すべての船舶に関する業務に対して、船長から（積載量）1サルマあたり、半グラーナを、公証人とともに受け取るものとする」というように、海事評議員の報酬のみを定めたものではなく、公証人の報酬を含むものかもしれないが、主たる対象者は海事評議員、というべきであろう⁽⁴⁾。

また、ME 海法第92条は、本条と異なり、船舶の規模を3つの段階に分けて、海事評議員の報酬を定めるかたちを採らず、「（積載量）1サルマあたり、半グラーナ」というように、段階を設けずに、船舶の規模（積載量）に正比例して報酬が決まるかたちを採っている⁽⁵⁾。

報酬の算定方法として、ME 海法第92条のそれは、単純であり、本条のそれは、報酬の高額化を防止する配慮がなされている。明らかに、後者のほうが技巧的であり、進化した印象を与える。しかし、両者は、報酬の算定基準に船舶

の規模（積載量）を用いるという基本的態度では一致している，ともいいうる。

なお，本条と ME 海法第92条の類似性を承認しうるのであれば，Am 第40条との類似性を承認しても大過ないもの，と思われる⁽⁶⁾。

- (1) “barca portate victualium salmarum” について、「積載量……の船舶」としたことの適否は，しばらく論じない。
- (2) 原文では “habeant et habere debeant” と繰り返されているが，現代の立法用語法によれば，不要なものであろう。
- (3) 本項の qualibet barca の前に置かれている前置詞 (de : から) は，第1項および第3項のそれ (pro : について) とは異なっており，異なった訳語を与えてあるが，「～から報酬として」という意味では同じであろう。
- (4) 序説・1822頁以下。ME 海法第92条との類似性が認められている Am 第40条は，「……評議員は，その業務に対する報酬として，すべての船舶から，船舶の積載量1サルマあたり，……グラーナを受け取るものとする」というように，まさしく，海事評議員の報酬に関する規定であり，そこに公証人は出てこない。Am 第40条については，試論・212頁以下参照。
- (5) Am 第40条は，「積載量1サルマあたり，……グラーナ」というに，ME 海法第92条と同じく，船舶の規模に正比例して報酬が決まるかたちを採っている。異なるのは，ME 海法第92条が報酬算定の基準値を「半グラーナ」と明示しているのに対して，Am 第40条は，その基準値を示すべき個所を「……グラーナ」というに，空白にしている点である。この空白が何を意味するものなのか，同条に関する大きな謎となっている。
- (6) 序説・1822頁以下における ME 海法第92条と Am 第40条の2つの規定の分析・検討から，いくつかの差異が明らかとなったが，この両者の類似性が Genuardi, op. cit., p. XVII によって承認されているのは，周知の事実であり，筆者も，両者間の類似性を否定するものではない。筆者は，寡聞にして，両者の類似性を否定する研究者を知らない。

2—3 TRCM 第3条

Item quod predicti Consules nullum pedagium nullamque executionem nullumque salarium atque alios proventus habere debeant, preter proventus supradictos.[©]

© La Mantia, p. 3.

【同様に，前述の評議員は，上述の収入以外に，いかなる手数料も，求償金

も、報酬もその他の収入も受け取ってはならない。】

本条も、見出しを有しないが、海事評議員の法定（定額）報酬以外の報酬の受領禁止を定めた TRCM 第1条第2文を再確認ないし敷衍した規定、というる⁽¹⁾。

本条は、単独の規定として設ける必要性に欠けるのかもしれない⁽²⁾、また、類似する規定をME 海法のなかに発見することができない、とされている。TRCM 第1条に類似する規定をME 海法のなかに発見することができない、とされている以上、本条に類似する規定を ME 海法のなかに発見することができないであろう。

法定外の報酬を受領した評議員に対する制裁として TRCM 第1条は、その「職務の剥奪」を規定しているが、「罰金」については、第1条にも本条にも明示的言及がなされていない。

なお、TRCM 第17条でみることになるが、法定外の報酬を受領した公証人に対する制裁として、同条は、やはり、「職務の剥奪」明示的に定める一方で、「罰金」については明示的な言及をしていない。報酬の超過請求者に対する制裁規定の形式に一貫性をみることができる。

- (1) 本条においては、TRCM 第1条で使用されている「報酬」以外に、「対価」性を表わす類似の用語が繰り返し用いられている。ただし、“executio”に適当な訳語を思い出すことができなかつたので（他所で「補償金」などを用いている）、かりに「求償金」をあてておいた。
- (2) 規定の形式からみても、TRCM 第1条が海事評議員の報酬額の算定方法を TRCM 第2条に（黙示的に）委ね、本条が TRCM 第2条の算定方法によって算出された額以上の報酬の受領を海事評議員に禁じている。これらの3カ条は、（TRCM 第17条のように）1つの規定にまとめることも可能であったはずである。

2—4 TRCM 第4条（ME 海法第2条・第3条：続説・947頁以下）

[Quod officium Consulatus non possit renuntiari: 評議員の職務放棄の禁止]

Item quod predicti Consules non possint eorum consulatus officium

vendere nec alteri committere, sed ipsi personaliter debeant officium exercere sub pena privationis officii, in cuius locum eligatur alius per eosdem Consules illo anno sedentes.

Item quod si Consul aut Consules electi et creati recusarent vel non acceptarent offitium sibi datum, quod nomine pene solvant uncias duas convertendas in reparatione Curie, nisi iusta et legitima causa interveniente.©

© La Mantia, p. 3.

【同様に、前述の評議員は、その評議員の職務を他人に売り渡すことも、他人に委ねることもできず、彼ら自身が自ら職務を遂行しなければならない。これに違反したときは、職務を剝奪され、彼に代わりに、その年に執務している評議員によって、他の人が選任される。

同様に、選任され推挙された評議員または評議員たちが彼らに与えられた職務を拒絶しまたは引き受けなかったときは、罰金2オンスを裁判所の補償として支払わなければならない。ただし、正当にして適法な理由がある場合は、この限りではない。】

TRCM においては、本条以下の規定に見出しが付けられている。本条は、海事評議員にその職務の放棄を禁じている。

本条と ME 海法第2条および第3条との類似性は、Zeno と Murino によるほか、Genuardi (op. cit., p. XV ; p. 29, n. (9) ; p. 30, n. (3)) によっても承認されている。しかし、本条1カ条の規定内容が ME 海法の2カ条に及んでいる、という形式的なちがいは明らかである。2つの法の規定の検討・分析には、若干の慎重さが求められるであろう。ME 海法第2条と第3条の規定内容（概略）を確認しておこう。

ME 海法第2条は、見出しに「被選任者の義務」とあるように、かならずしも、適用対象を海事評議員に限定した規定ではない（主要な対象であるが、「公証人」に対する言及もなされている）。同条は、「……評議員は、共同して、自ら、公証人とともに、慣習にしたがひ、裁判所を運営しなければならない。

したがって、評議員は、前述の職務を売り渡し、放棄し、何人にも委ねることができな(い)……」というように、前半部(第1文)において、海事評議員にその職務を公証人とともに自ら遂行すべき義務を課し、後半部(第2文)において、職務の売渡し、職務放棄および他人への職務委託の3つを禁止事項として列挙している⁽¹⁾。

つぎに、ME 海法第3条は、「職務違反をした評議員に対する制裁」について規定しており、その文言上、適用対象は海事評議員に限定されている。すなわち、「……評議員は、前述の職務を放棄し、売り渡しまたは(他人に)委ねた場合、前述の市(メッシーナ市)において、2度とその職務にも、要職にも就くことができない。そして、メッシーナの聖母(教会)の公庫に相当の罰金を支払わなければならない(い)……」というように、3つの禁止事項に反した海事評議員は、メッシーナ市において2度とその職務および要職に就くことができず、「相当の罰金」の支払いを科せられる。

規定の形式上、ME 海法第2条は、海事評議員の職務遂行義務および禁止事項について定め、義務・禁止事項違反者に対する制裁については、同法第3条に委ねている。

- (1) 統説・949頁注(2)でふれたように、現代法的な感覚からすると、ME 海法第2条の3つの禁止事項が制限列举か例示列举か、という疑問が生じうる。なお、公証人の職務放棄・委託禁止について定めたME 海法第8条について、統説・955頁注(1)も参照のこと。

本条は、見出しに「評議員の職務放棄の禁止」とあるように、適用対象は、本文中も(形式的には)、海事評議員に限定されている(公証人に対する準用ないし類推適用がありえたかもしれないが)。本条は、2項からなっており、項を分けて検討することにした。

(i) 第1項 第1項の原文は、1つの文からなっているが、本稿は、便宜上、規定内容を2つの文によって表示することにした。

(a) 第1文(明示的禁止事項) まず、第1項第1文が海事評議員に明示的に禁止しているのは、他人への「職務の売渡し」と「職務委託」の2つである。

ME 海法第2条が明示的に禁止事項としている「職務放棄」は、本条第1項第1文では、明示的な言及はなされていないが、見出しから判断すると、他人への「職務の売渡し」と「職務委託」が「職務放棄」の例示、と解することが可能であろう。列挙された禁止事項の数のちがいは、2つの規定間に差異を認めさせるものではない、と思われる（これは、あくまでも、筆者の推測である。異なる解釈の可能性も考えうる）。

(b) 第2文（制裁） つぎに、本条第1項第2文は、職務違反者に対する制裁として、「職務の剥奪」を用意している⁽¹⁾。おそらく、この「職務の剥奪」は、海事評議員の「職務の剥奪」を指すのであろうが、ME 海法第3条は、海事評議員の職務以外の「要職」についても、将来の就任の可能性を剥奪している。同様の制裁がトラパニにおいてもなされていたかもしれないが、規定の文言上、ME 海法第3条の制裁のほうが厳しい、といいうる。

(i) 本条第1項は、「罰金」については、明言していない。それは、第2項に規定されている。

(ii) 第2項 本条第2項は、適用対象者と適用対象事項（禁止事項・制裁対象）のそれぞれについて解釈の対立を生じる可能性を有している。

(a) 適用対象者 第2項は、その適用対象者に対して、「選任され推挙された評議員」との用語を用いている。この「選任され推挙された評議員」については、大きく2つの解釈の可能性がありうる。

1つは、本条第1項の海事評議員と同一の人物、すなわち、他人への「職務の売渡し」・「職務委託」をなした者（本来の海事評議員）である。他方は、本来の海事評議員の代わりとして選任された者（職務代行者）である。

後者の解釈によると、本条は、第1項で、本来の海事評議員の職務違反について定め、第2項で、職務代行者の職務違反について規定していることになる（筆者の直観の域を出ないかもしれないが、後者の解釈の可能性は低いように思われる）。

(b) 明示的禁止事項 本条第2項は、明示的な禁止事項として「職務の拒絶」

と「職務の不引受け」を掲げている。これらは、文言上は明らかに、第1項が禁止している「職務の売渡し」・「職務委託」と異なっている。

禁止事項（制裁対象）についても、やはり、2つの解釈の可能性がある。1つは、「職務の売渡し」と「職務委託」ならびに「職務の拒絶」と「職務の不引受け」は、すべて、例示列举であり、見出しにいう「職務放棄」に包摂される、とする考えである。この考えと第2項と第1項の海事評議員を同一視する解釈が結びつけば、「職務放棄」した海事評議員は、禁止事項（制裁対象）の態様を問わず、「職務の剝奪」と「罰金2オンス⁽¹⁾」の2つの制裁を受ける、との結論に至るであろう。この結論は、ME海法第2条および第3条の定めにもっとも近いものであろう。この結論をかりに「重複制裁説」と称しておこう。

本条第2項の禁止事項（制裁対象）に関する他方の解釈は、同じ「職務放棄」であっても、第1項が規定している「職務の売渡し」と「職務委託」は、第2項の「職務の拒絶」と「職務の不引受け」とは別の態様のもの、との考え方である。この考えに立てば、第2項と第1項の海事評議員を同一視したとしても、ME海法第2条および第3条の定めるところとは、かなり異なってくるように思われる。すなわち、「職務の売渡し」と「職務委託」をなした海事評議員に対しては、制裁として「職務の剝奪」がなされ（第1項による）、「職務の拒絶」と「職務の不引受け」なした海事評議員に対しては、別の制裁として「罰金2オンス」が科せられる（第2項による）、との解釈が成り立ちうる。

規定の文言上は、ME海法第3条は、「職務の剝奪」および「相当の罰金」の2つの制裁を重複的に科しているが、本条においては、職務違反の態様に応じて、「職務の剝奪」または「罰金」のいずれかの制裁が科される、との解釈の成立可能性を否定できないのである。本条におけるこの解釈をかりに「別類型説」と称しておこう。

- (1) 同じ罰金の支払いであっても、ME海法第3条は、「相当の罰金」というように、支払命令者に具体的な事例ごとの裁量の余地を与えているような形式になっている。これに対して、本条第2項は、「2オンス」とあらかじめ金額が定められている。また、罰金の納付先について、ME海法第3条は、メッシーナの聖母（教会）と明

示しているが、TRCM には類似の規定は存在しない。

(iii) 別類型説の論拠 本条の解釈として、有力なのは、ME 海法第2条および第3条の定めにもっとも近い重複制裁説かもしれないが、その成立可能性を否定する（別類型説の補充的な）論拠が存在しないわけではない。後に検討する「公証人の職務」に関連した TRCM 第17条である。

同条第1項は、本条第1項に類似の用語方法によって、公証人の職務遂行義務および義務違反に対する制裁について規定している。すなわち、TRCM 第17条第1項は、「職務の売渡し」と「他人への職務委託」を行った公証人に対する制裁として「職務の剝奪」がなされる旨を明示しているが、「罰金の支払い」に関する言及をしていない。さらに、同項は、そもそも、「職務の拒絶」と「職務の不引受け」について、明示的言及をしていない。

TRCM は、同じ「職務放棄」であっても、「職務の売渡し」と「他人への職務委託」は、「職務の拒絶」と「職務の不引受け」とは別の態様のものであり、それぞれ別の制裁をもって対処すべき、と考えていたのかもしれない。もし、そうであれば、TRCM における職務違反者に対する制裁に関する姿勢は、ME 海法のそれとは、若干異なるのかもしれない。

この推測の論拠として、TRCM 第17条第4項とME 海法第9条のちがいをあげることができるかもしれない。すなわち、TRCM 第17条第4項において、法定額以上の報酬を請求した公証人に対する制裁としても「職務の剝奪」を用意している。これに対して、ME 海法第9条によると、法定額以上の報酬を請求した公証人に対する制裁は「罰金7タリ10グラーナ」とされている。

もし、本条に関して別類型説に立つのであれば、第2項の「但書き」も、第1項が定めている態様の「職務放棄」には（直接）適用されないであろう（類推適用はあるかもしれないが）。

2—5 TRCM 第5条（ME 海法第7条：続説・953頁以下）

〔Quomodo loco absentis Consulis possit alter creari：不在評議員の代行者

の選任]

Item quod si aliquis Consulum creatorum non esset presens, quod eius consocii debeant eum expectare per dies quindecim tantum, numerandos a die quo alii incepterunt sedere; et eo vel eis non venientibus, quod eo casu alii Consules consocii possint et valeant alium eligere pro dicto officio exercendo.^①

① La Mantia, p. 3.

【同様に、推挙された評議員のうちのいずれかのものが不在のときは、彼の同僚は、執務を開始した日から数えて15日間だけ、彼を待たなければならない。そして、現れないものまたはものたちについては、その場合、他の同僚の評議員は、前述の職務の遂行のため、他の人を選任することができそして可能である。】

本条は、海事評議員の不在者が生じた場合の職務代行者の選任について定めた規定である。本条は、Zeno と Murino のほか、Genuardi (op. cit., p. XV; p. 31, n. (9)) によっても、ME 海法第7条との類似性が承認されている。

ME 海法によると、毎年6名の海事評議員が選任され、2名の3グループに分けられ、各グループが4カ月間執務することになっている(同法第2条; 第3条)。

TRCM には、先述のとおり(2-1)、海事評議員の員数を定めた明文規定はないが、本条においても、複数の海事評議員が共同して執務していたことが明らかである。

TRCM においても、(原則として、)海事評議員の1名(以上)が不在のまま訴訟の遂行ができなかったのであろう⁽¹⁾。本条は、不在者が出た場合の対応策について規定しているが、細かな差異を認めうるにしても⁽²⁾、その規定内容は、ME 海法第7条と大筋で一致している。

ME 海法第7条は、いずれかの評議員が執務すべき時にメッシーナ市に不在の場合、「……彼の相手方は、執務開始予定日から数えて15日間、彼を待たな

なければならない。……彼が……その15日以内に現れないとき、その年のすべての評議員は、共同して、不在者に代わる他の者を選任」すべきとしている。

本来の執務者が現れるのを待つ期間は、本条と ME 海法第7条とで同じ15日間（のみ）である。その期間を経過すれば、執務代行者が選任される。迅速な訴訟進行の確保と同時に、定数の⁽³⁾海事評議員による訴訟運営の確保が意図されている。

本条と ME 海法第7条は、執務代行者の選出者がその年の（同僚の）海事評議員としている点で一致しているほか、執務代行者をどのような者から選出するのかについて明示的言及を欠いている点で一致する⁽⁴⁾。

- (1) ME 海法第27条には、「1名の評議員の面前でなしうる訴訟行為」に関する例外規定が設けられているが、18条のみからなる TRCM には類似の明示規定は存在しない。ME 海法第27条については、統説・985頁以下参照。
- (2) たとえば、待機期間の起算日に関する表現が若干異なる（本条は、「執務を開始した日」とし、ME 海法第7条は、「執務開始予定日」とする）。
- (3) ME 海法では定数が2名と明示されているが、TRCM にはそのような明示的表現はなされていない。
- (4) ただし、ME 海法においては、「評議員の忌避」に関する規定（第44条）が、忌避された評議員に代わりその年の評議員のなかから代行者が選出される旨を定めている。その定めから、不在の評議員の代行者の選出に関しても、同様のことがなされるものとの推測が可能、と考えられるが（統説・954頁）、TRCM には類似の規定が存在しないので、TRCM 中に推測の根拠を示すことができない。

2—6 TRCM 第6条（ME 海法第81条：序説・1806頁）

[Quod barce disrobate residua omnia cum predictis pro ratha concurrant : 残存物の分配]

Item quod si aliqua barca esset disrobata per aliquos piratas vel alios, et remaneret barca cum parte corredorum et guarnimentorum suorum, et cum parte mercantiarum, quod totum debeat vendi, et fieri una columna cum pecunia accomandantium, et omnia dividant per unciam et sic extitit iudicatum per Curiam Consulium et pluries determinatum.[©]

© La Mantia, p. 4.

【同様に、いずれかの船舶が、いずれかの海賊またはその他の者に壊されそしてその船具および艙装の一部ならびに商品の一部とともに残ったときは、すべて売却されそして委託者の金銭とともに1つのコロナ*とされなければならない、そして、すべてを、割合に応じ、そして評議員裁判所によって判示されそして繰り返されているとおりに、分配しなければならない。】

TRCM 第1条から前条までは海事評議員に関連する（現代法的な分類からすると、公法的な性質の）規定であったが、本条は、海上企業（おそらく、コロナ契約）の参加者間における「残存物の分配」について定めた私法的な性質の規定である。

Zeno と Murino は、本条と ME 海法第81条との類似性を明示的に認めているが、Genuardi は、直接的な見解表明をしていない⁽¹⁾。

(a) 残存物の分配 ME 海法第81条は、船舶が難破・捕獲された場合、「……残存する物は、持分の割合に応じて分配されなければならない、損失に対して海員は責任を負わない。しかし、前払いを返還しなければならない」と定めている。

すなわち、この規定は、船舶の難破・捕獲時の残存物について、当該船舶による海上企業の参加者間の分配方法を定めるとともに、海員の処遇（損失分担の免責と前借金の返還義務）について定めている。

残存物の分配方法に関しては、用語・表現方法に差異があるにしても、その趣旨は、本条と ME 海法第81条に共通している、といいうる。

(b) 海員の処遇 ME 海法第81条に明示されていて本条に明示的言及がなされていないのは、海員の処遇である。ME 海法第81条の適用対象とされている「海員」は、Am 第26条のそれと同様、航海による収益の分配に与る「参加海員⁽²⁾」であろう。すると、本条においては、ME 海法第81条において規定されている船舶の難破・捕獲時の「参加海員の処遇」について定めが欠けていることになる。

この形式的な差異は、明白であるが、本条における「海員の処遇」に関する規定の欠如は、ME 海法第81条の定める「海員の処遇」と同等の処遇がトラパニにおいて存在しなかったことまで意味するものではない、と思われる。ME 海法第81条は、Am 第26条に酷似した規定である。往時、2つの規定が明示的に規定している「海員の処遇」は、南イタリア、とりわけ、トラパニを含め、ティレニア海沿岸の諸都市で広くなされていたもの、と推測される。

(c) “et sic extitit iudicatum...” 部分的な規定の欠如に囚われることなく、むしろ、本条に関しては、末尾の文言 (“et sic extitit iudicatum...”) について、注意を払うべきであろう。

この文言は、本条（および TRCM）の編纂時期よりも以前から（この文言のみでは、どれくらい以前に遡るのかは不明であるにしても）、本条（および TRCM）と同じ内容の慣習（法）が存在していたことを雄弁に物語っている。

Zeno は、TRCM について、以前に編纂された規定が後に一部寄せ集めたものの、との認識を示しており、その証左として、本条をあげている⁽³⁾。

* 「コロンナ」の語義は、多様であるが、ここでは、共同事業のために事業参加者により出資された財産をいうもの、と思われる。

- (1) Genuardi, op. cit., p. XVII, n. (1) は、Ashburner の見解（本条および TRCM 第7条が Am 第26条および第27条に対応する、という）を紹介している。また、Genuardi, op. cit., p. XVII（本文）によると、ME 海法第81条と Am 第26条が類似するものとされている。間接的には、Genuardi も、本条と ME 海法第81条との類似性を肯定しているもの、と思われる。
- (2) 往時の南イタリアにおいて盛んになされていたコロンナ契約には、海員も、労務の出資をなすことにより、契約当事者となる（コロンナ契約に基づく航海からえられる利益の分配に与れる）ことが可能であった。一方、コロンナ契約の当事者になることなく、当該契約に基づく航海において、固定給の支払いを受けて労務に服するだけの海員も存在した。筆者は、前者の海員を「参加海員」、後者のものを「賃金海員」とかりに名付けている。試論・126頁以下参照。
- (3) Zeno, op. cit., pp. 139-140.

2—7 TRCM 第7条 (ME 海法第82条：序説・1806頁以下)

[De restauratione barce naufragium passe：船舶の修繕]

Item quod si aliqua barca recedens patiatu naufragium, et sic tota adeo quod rote ipsius ad invicem se inspiciant, vel possit reactari decenter, quod totum id quod expendetur in reactatura eius barce, solvatur de communi tam ex parte marinariorum quam accomandantium pro ratha parte.[©]

© La Mantia, p. 4.

【同様に、いずれかの航海中の船舶が難破した場合、その破損をすべて互いに検査し、適切に修繕が可能であれば、その修繕に要する（費用）全額は、海員および委託者の共同の資金⁽¹⁾から、割合に応じて、支払われなければならない。】

本条は、航海中に海難に遭遇した船舶の修繕費用について、当該船舶により営まれている海上企業（前条と同様、おそらく、コロナ契約）の参加者間の分担を定めた規定であり、前条と同様、私法的な性質の規定といえる。

Zeno と Murino のほか、Genuardi (op. cit., p. 74, n. (5)) によっても⁽²⁾、本条と ME 海法第82条との類似性が承認されている。

本条は、明示的に規定していないが、本条が想定している海上企業がコロナ契約であろうことは、ほぼまちがいないであろう。本条との類似性が承認されている ME 海法第82条についても（さらに、それとの類似性が承認されている Am 第27条についても）、同様のことが妥当する、と思われる。

ME 海法第82条は、航海中に海難に遭遇した船舶の修繕費用について、「……航海者 (compagni) は、修繕中に助力する義務を負い、その修繕につき、共同の資金から、そして海員 (marinari) からは、(その航海において) 生じた利益のうちの彼らの持分より、控除がなされ」る、と規定している。

すると、本条において修繕費用負担者に加えられている「海員」は、やはり (ME 海法第82条においても、明言されていないが)、「参加海員」ということになる。

一方、海員の修繕費用負担の原資に関して、本条と ME 海法第82条の文言・形式上、明らかな差異が認められる。すなわち、本条は、「……海員および委託者の共同の資金から……」と定め、ME 海法第82条は、「……共同の資金から、そして海員からは、(その航海において⁽³⁾) 生じた利益のうちの彼らの持分より……」と規定している。

しかし、この形式上の差異は、コロナ契約における参加海員の船舶修繕費用のあり方について、2つの規定に実質的な差異をもたらさない、と思われる⁽⁴⁾。

なお、ME 海法においては、船舶の修繕に関連する規定が、第82条以外にいくつが存在しているが⁽⁵⁾、それらに類似する規定は、TRCM にはみられない。同様の現象は、船舶の修繕以外についても生じているが⁽⁶⁾、これは、TRCM の条文数が ME 海法に比べて圧倒的に少ないことによるものであり、TRCM に明文化されていない事項・慣習が、トラパニに存在しなかったことまで意味するものではない、と思われる。

- (1) 原文は、“de communi”となっており、「資金」に対応すべき用語はないが、これと同様の例が Am 第27条 (de tutto lo comone) や同第28条 (del comone) にもみられ、Am の研究者によって、comone に fund; fondo を補充して解説がなされている (Am 第27条および第28条については、試論・200頁以下を参照)。
- (2) なお、Genuardi は、別の数カ所で (op. cit., p. 32, n. (4) ecc.), 本条と ME 海法第9条との類似・対応関係を指摘しているが、それらは、すべて、TRCM 第17条のあやまりである。
- (3) このカッコ内の句は、ME 海法第82条には存在しないが、Am 第27条にある文言を参考に筆者が補充したものである。序説・1807頁参照のこと。
- (4) このほかにも、「海員」以外の規律対象人物を表わすことばが異なっているが (本条では、「全員」および「委託者」が用いられ、ME 海法第82条では、「航海者」が使用されている)、これらの差異も、2つの規定間に実質的な差異をもたらさない、と思われる。
- (5) 第74条「航海中の修繕費の負担」、第75条「発航前の修繕義務」、第76条「航海中の滅失・毀損の負担」、第77条「部品交換の禁止」など。
- (6) たとえば、海損の分担に関する規定は、TRCM に存在しない。

2—8 TRCM 第8条 (ME 海法第58条・第59条：序説・1744頁以下)

[De marinariis obligatis patronis vel naucleriis et modo satisfactionis：海員の船長・高級船員に対する債務の弁済方法]

Item quod si aliquis marinarius tenetur alicui nauclerio vel patrono in aliquo ex mutuo sibi facto, et non habeat unde solvat, quod a tarenis quinque supra possit carcerari, ibidem mansurus donec debitum solvat universale.©

© La Mantia, p. 4.

【同様に、いずれかの海員が、いずれかの高級船員または船長に対して、彼が受けた前払いによって、なにがしか債務を負い、そして、弁済手段を有しなかった場合において、(債務が) 5タリを超えるときは、(その海員は) 債務を全額弁済するまで、その場所において、継続して拘禁されうる。】

本条は、船長・高級船員に対する債務の弁済手段を有しなかった海員⁽¹⁾について、弁済まで拘禁処分がなされる旨を定めている。

Zeno と Murino は、本条と ME 海法第58条との類似性を明示的に認めているが、Genuardi (op. cit., p. XVII, n. (1)) は、本条と Am 第3条 (ME 海法第59条に類似する⁽²⁾) との対応関係を承認する Ashburner の見解を紹介しており、ME 海法第59条との類似性を承認する意図、と思われる⁽³⁾。

ME 海法第58条は、前払いを受けた海員が航海の継続を欲しない場合、「……船長の裁量により、その海員に対し倍額の請求がなされ、海員は、当然に、その支払い義務を負う。……」と規定している。

そして、ME 海法第59条は、制裁金 (罰金) が5タリを超え、海員が支払手段を有しない場合、「……その海員は拘禁され、…… (海事裁判所の) 職員の裁量により、拘禁され」るもの、としている。

(1) 本条にいう「海員」が「参加海員」をいうのか「賃金海員」を示すのかは、かならずしも簡易に解決しうる疑問ではなさそうである。序説・1772頁以下において検討したように、ME 海法第57条から第59条は、Am 第1条から第3条に類似している。Am 第1条が参加海員を規律対象とする規定であることに、ほぼ異論はみら

れないが、Am 第2条と第3条がいずれの海員を規律対象とする規定かについて、議論が分かれている（試論・184頁＊参照）。同様の議論がME 海法第58条と第59条および本条においても生じうる、と思われる。本来であれば、この議論に一定の立場を表明してから本条の検討を進めるべきであろうが、本稿にその暇はなく、本条とME 海法第58条および／または第59条との類似関係の表面的な検証のみにとどまらざるをえない。

- (2) 序説・1774頁以下でみたように、ME 海法第58条はAm 第2条に、そして、ME 海法第59条はAm 第3条に類似・対応する、といいうる。
- (3) Genuardiは、2—6注(1)でもみたように、AshburnerのTRCMとAmの類似・対応関係に関する見解を紹介することにより、TRCMとME海法の類似性に関する自己の考えを間接的・黙示的に表明したもの、と推測される。

(i) 倍返し 本条とME 海法第58条についてみると、本条の海員は、高級船員または船長から前払いを受けたが弁済手段を有しなかったもの、とされている（この弁済手段の欠如について、ME 海法第58条は、明示的言及をしておらず、ME 海法第59条で規定されている）。そして、本条は、ME 海法第58条が明示的に規定している「航海の継続を欲しない」との文言に対応するものを欠いている。しかし、前払いを受けた海員に航海継続の意思があれば、弁済できる見込みは、大いにあるわけであるから、本条は、その文言を黙示的な前提としていたのかもしれない⁽¹⁾。

本条とME 海法第58条とのより大きな差異は、支払不能の海員に対する「船長の裁量による倍額の請求」に関する言及の有無である。

本条におけるこの文言の欠如は、解釈による補充をより困難にするかもしれない。しかし、Zenoによると、「前借金の倍額の支払義務」は、16—7世紀ころ（TRCMが成立・編纂されたころからすると、かなり時代が下がっているが）、広く、地中海海域における海法の一般的な規定となっていたようであるが、その起源はアマルフィ海法にある、と考えられている⁽²⁾。「倍返し」が海運関係者のあいだで一般化していたのであれば、かならずしも、明文化しなけばならない必然性はなかったのかもしれない。

- (1) 同様に、支払われた賠償金の分配（船長と海事評議員裁判所の折半）についても、

本条は、明示的な言及をしていない。

- (2) Zeno, op. cit., pp. 213-214 は、「前借金の倍額の支払義務」を確認・宣言した文書として、1604年7月23日の両シチリア王の通達および1608年10月3日のヴェネツィア総督布告などを紹介している。

(ii) 罰金 つぎに、ME 海法第59条についてみると、拘禁処分がなされる罰金額を5タリ（超）としており、本条の定める額⁽¹⁾と一致している。

筆者は、序説において、ME 海法第59条が定めている5タリを「制裁金（罰金）」と解していた。それは、同条が「航海を継続しない海員に対する制裁」との見出しを有する第58条と強い関連性を有する規定だからである。

これに対して、本条は、「倍返し」の制裁について明示的な言及をしていない。往時の海運の知識なしに、本条の文言のみを読めば、前払いを受けた金額が5タリ（超）と解するほうが、素直な解釈、との評価を受けるかもしれない。

しかし、往時の海運界に広く普及していた「倍返し」の慣習がトラパニに存在しなかった、とは考えがたい。たしかに、本条の規定は、簡易にすぎるかもしれないが⁽²⁾、ME 海法第58条および／または第59条と目指すところは同じようにも思われる⁽³⁾。

- (1) 本条の“a tarenis quinque supra”について、「……（債務が）5タリを超える……」としているが、前受金が5タリするとき、罰金額が5タリするとき、本条だけではかならずしも明確ではない。なお、試論・185—186頁において、Am 第3条の“… pro tarenis quinque…”について、「……（制裁金が）5タリを超え、……」と試訳し、序説・1776頁において、ME 海法第59条の“… per tari cinco…”について、「……制裁金（罰金）が5タリを超え、……」と試訳している。
- (2) 「拘禁」処分の裁量・決定者に関して、ME 海法第59条は（海事評議員裁判所の）職員と明言しているが、本条は、その点についても、明示していない。
- (3) 筆者は、本条と ME 海法第59条との類似性の承認は、かならずしも、本条と ME 海法第58条との類似性の否定を意味するものではない、と考える。すなわち、本条は、ME 海法第58条と第59条と同趣旨のことを、ことば少なくとも（往時の慣習を暗黙の了解事項として）定めたもの、と思われる。

2—9 TRCM 第9条 (ME 海法第89条：序説・1815頁以下)

[Ordo vendendi vaxella：船舶売却規定]

Item quod vaxella habentia copertam non possint ad incantum per patronos vendi nec liberari, nisi per Curiam Consulum Maris, dummodo quod per dictam Curiam prefigatur terminus ad deliberandum de voluntate partium, et quod deliberationi Consules sint presentes, et quod aliter non valeat nec teneat.

Si vero vaxellum esset sine coperta, quod possit deliberari in presentia Notariorum vel alterius ipsorum in dicta Curia, cum licentia tamen dictorum Consulum, qui hoc committere vellent duobus notariis; sin autem partes non possint esse concordēs ad deliberandum, quod eo casu Consules possint prefigere terminum et scribi facere in actis dicte Curie; et si partes postea hoc non servarent vel eorum vaxella venderent ad incantum sine licentia dictorum Consulum, quod sint in pena unciē unius, si vaxellum haberet copertam, et si non haberet copertam solvantur pro pena tarenī septem et grani decem, que pena convertatur in reparatione Curie Consulum predictorum.©

© La Mantia, p. 4.

【同様に、当事者の意思に基づく売却時期が海事評議員裁判所によって決定されている場合、有蓋船は、海事評議員裁判所によらず、船長 (patronos) によって、競売により、売却され免責されえない。そして、評議員は、売却に立ち会い、立ち会わなければ、(売却は) 無効であり、効力を有しない*。

しかし、船舶が無蓋船の場合、公証人またはその他の人の立会いのもと、前述の裁判所において、前述の評議員の許可によって、売却されうるが、(評議員は) このとき、2名の公証人に委託しておく。しかし、これに反して、当事者が売却に合意することができない場合、評議員は、期日を決定し、そして、前述の裁判所の書類に記載させることができる。そして、当事者が、その後、これを遵守せずまたは前述の評議員の許可なしに、競売によって彼らの船舶を

売却した場合、船舶が有蓋であれば、罰金1オンスを、そして、船舶が無蓋であれば、罰金として7タリ10グラーナを支払わなければならない、その罰金は、前述の評議員裁判所の補償に用いられる。】

* 本条第1項においては、セミコロンのない場所でも文章を切っている。

本条は、海事評議員裁判所の許可のない船舶売却（競売）を禁止している。第1項において、有蓋船の売却について、第2項において、無蓋船の売却に関して、それぞれ手続を規定している。

本条と ME 海法第89条との類似性は、Zeno と Murino だけではなく、Genuardi (op. cit., p. 78, n. (1)) によっても肯定されている。

ME 海法第89条は、有蓋船と無蓋船の売却について、項を分けて規定しておらず、本条に比べると、少し短く簡略であるが、2つの規定の内容・類似性の掌握に、大きな困難は伴わないであろう。

ME 海法第89条においても、有蓋船であれ無蓋船であれ、海事評議員裁判所の許可のない船舶の売却は禁じられており、「……船舶が有蓋の場合、売却時に、当事者またはそのうちのいずれかの者が立ち会わなければならない。船舶が無蓋の場合、公証人によって、売却されうる。……いずれかの船長が本条に違反した場合、売却は無効である。そして、船長は、船舶が有蓋である場合、罰金1オンスを、船舶が無蓋である場合、罰金7タリ10グラーナを前述の海事評議員裁判所に支払わなければならない」と規定されている。

本条と ME 海法第89条において、海事評議員裁判所の許可のない船舶の売却（競売）を無効とし、罰金の制裁を科す、という基本的方針で共通している⁽¹⁾。以下においては、主に2つの規定間の形式的な差異について、注目してみよう。

- (1) 船舶は、その経済的価値の大きさから、現代社会においても、その処分行為（売買、賃貸借など）について、しばしば公的規制がなされている（わが国の海上運送法44条の2など）。ましてや、たんなる私有財産ではなく、公共財としての価値が現代以上に大きかった中世において、船舶売買が公的規制の対象となるのは、なかば当然のことであったもの、と思われる。

(i) 第1項 本条第1項は、有蓋船の売却の場合、「評議員」の立会いを求めている。これに対して、ME 海法第89条は、有蓋船の売却時に、当事者（双方）またはそのうちのいずれかの者の (ipsi oy alcuno di loro) 立会いが必要としている。一見、立会人が評議員と売買の当事者では大きく異なるように思われる。

しかし、ME 海法第89条の評議員の立会いについて明言していないのは、海事評議員裁判所の許可により、おそらく、海事評議員裁判所においてなされる船舶の売却に評議員が立ち会わない訳がないからであろう。同条が当事者双方または一方の立会いを求めているのは、当事者不在のまま評議員のみで売却手続きを遂行しえない旨を定めているもの、と推測される。

この推測の補充的論拠として、ME 海法第89条が、無蓋船の場合、「公証人によって、売却されうる」としていることをあげうる。すなわち、無蓋船は、有蓋船に比べて、(一般的に) 安価であるから、有蓋船と異なり、評議員によらずとも、公証人による売却を容認している、と考えられる。

本条第1項と ME 海法第89条における有蓋船売却時の立会人に関する文言上の差異は、両者の規定の実質的な差異を示すもの、と理解すべきではないであろう。

(ii) 第2項 本条第2項は、2つのセミコロンによって、3分されている。先述のように、無蓋船の場合、ME 海法第89条は、「公証人によって (per lu notario)、売却されうる」としているが、本条第2項第1文は、「……公証人またはその他の人の立会いのもと……売却されうるが、(評議員は) このとき、2名の公証人に委託しておく。……」と規定している。

ME 海法第89条は、1名の公証人による (per lu notario) 売却を認めるが、本条第2項第1文は、2名の公証人を要するものとしている。ここに本条のより慎重な姿勢を見い出すべきかもしれない。

本条第2項第1文にいう「その他の人」がどのような資格・要件を備えた人なのか、興味を惹くが、本条第2項第1文は、無蓋船の場合、ME 海法第89条と同様、評議員による売却を求めていることに注目しておくべきであろう。

本条第2項第2文に対応する文言は、ME 海法第89条にはみられない。当事者が「……公証人またはその他の人の立会いのもと……」になされる手続きに不満を有し、評議員による正式の手続きを求めた場合について定めた規定であろう。

本条第2項第3文は、手続違反があった場合の罰金について、有蓋船と無蓋船に分けて規定している。罰金の額は、有蓋船で1タリ、無蓋船で7タリ10グラナと、ME 海法第89条と正確に一致している⁽¹⁾。

- (1) 有蓋船と無蓋船に分けて有蓋船の売却手続をより厳格にする基本的方針、規定違反の船舶売買を無効とする強行法規性および罰金の額の一致は、Am 第34条にもみられる（試論・206頁以下）。

2—10 TRCM 第10条（ME 海法第65条：序説・1786頁；同法第117条・第119条）

〔De pecunia barcis acomanda：船舶の受託金〕

Item quod quilibet volens accomandare barcis de ribera vel in alia parte extra insulam, debeat accedere ad Notarios Consulum et in actis Curie predictorum Consulum scribi facere quantitatem pecunie accomandate per eum in viagio dicti barcaroli; et quod dictus barcarolus omnes accomandas, quas ipse receperat in quolibet viagio similiter debeat scribi facere in actis predictis; et si hoc dicti barcaroli facere neglexerint, et casus eveniret pro quo dicta accomandicia perderetur, quod illa accomandicia que non reperitur in actis scripta ut supra, non currat risicum sicut esset salva in terra; et quod dictus barcarolus postquam recedit a terra Trapani debet denunciare suis consociis existentibus [in] barca monetam, quam secum portat, et coram eis ipsam numerare, et si forte de ea fecisset cambium in totum vel in partem, vel ex ea emeret mercantiam debet similiter hoc denunciare dictis suis consociis; et si dictus barcarolus hoc servare neglexerit, sit in pena tarenorum quindecim in reparatione dicte Curie convertendorum, et accusator habeat tertiam partem.[©]

© La Mantia, pp. 4-5.

【同様に、(トラパニ) 海岸または(シチリア) 島外の他所の船舶に委託することを欲する者は、何人も、評議員の公証人のところに赴き、そして、前述の船頭の航海のために彼が委託した金銭の額を、前述の評議員裁判所の書類に記載させなければならない。そして、前述の船頭は、あらゆる航海のために自身が受け取ったすべての受託品を、同様に、前述の書類に記載させなければならない。そして、前述の船頭がこれを怠り、そして、不慮の事故が生じ、それによって、前述の受託品が失われた場合、前述のとおり記載された書類のなかに発見されなかった受託品は、陸上に安全にあったかのように、危険を負担しない。そして、前述の船頭は、トラパニの地を離れた後、船[中]に存する参加商人⁽¹⁾に対して、船上に有している金銭を告知し、そして、参加商人の面前でそれを数えなければならず、そして、偶然に、金銭について、全部または一部、換金していた場合、または、その金銭から商品を買おうとする場合、同様に、そのことを前述の参加商人に対して、告知しなければならない。そして、前述の船頭がこれを遵守しなかった場合、前述の裁判所の補償に用いられる罰金15タリを支払わなければならず、そして、告発者が、3分の1を受け取る。】

本条は、企画された航海のために投下される資本について、受託者(船頭・barcarolus)だけではなく、委託者(出資者)にも、航海開始前に、海事評議員裁判所に届け出る義務を課している⁽²⁾。

Zeno と Murino は、本条と ME 海法第117条および第119条との類似性を明示的に認めているが、Genuardi (op. cit., p. XVII, n. (1)) は、直接的な見解表明をしておらず、TRCM 第6条および第8条についてと同様、本条と Am 第10条との類似性を認める Ashburner の見解の紹介にとどまっている。しかし、Genuardi による Ashburner の見解の紹介は、たんなる事実の指摘というより、(黙示的な) 同意、と考えるべきであるなら⁽³⁾、Genuardi は、Am 第10条に類似する ME 海法第65条と本条の類似性を認める立場にあることになりそうである。

- (1) この語は、“consocius”にあてた仮の訳語である。Am 第10条などにみられる“socius”およびME 海法第65条などにみられる“compagnuni”に類似する者であろう。Am 第10条などにおいてなしたように、「参加商人」としておいた（試論・125頁、141頁参照）。ME の“compagnuni”については、序説・1782—1783頁注*を参照。
- (2) コロナ契約やコメンダ契約は、本来的には、私法的行為であるが、私法と公法との概念が未発達であった（あるいは、私的経済的活動の公的な影響が大きかった）往時にあっては、私人間の経済活動であっても、現代以上に公的な介入が容易になされたのであろう。
- (3) 2—6 の注(1)および2—8 の注(2)を参照のこと。

ME 海法第117条

[Li patruni non ponnu partiri senza fari scriviri loru colonna : コロナ記載前の出帆禁止]

Item chi tutti patroni di navili, sagicti et barchi di la ditta chitati tantu coverti, quantu discoverti non diggiano partiri di la chitati per andari ad lor viagiu che prima non fazzanu scriviri tutta loru colonna seu accomanda prisu per quillu viaggu in li acti di la curti di li cunsuli di mari et si alunu di li ditti patruni presummissi partiri senza fari scriviri sua accomanda in li acti preditti che tunc et eo casu la ditta accomanda vaya ad risico di lo dittu patruni et si alunu di li ditti patruni indi fachissi scriviri parti di soy accomandi, che quilli chi farrà scriviri, si intendano anteriuri di quilli chi non farrà scriviri, non obstanti chi per li contratti di li accomandi apparissiru posteriuri.[©]

© Genuardi, op. cit., pp. 96-97.

【同様に、有蓋であれ無蓋であれ、前述の市の船舶およびその他の船のすべての船長は、その航海のために取得したすべてのコロナまたは受託品を海事評議員裁判所の書類に記載させる前に、航海に出るため市の港から出帆してはならない。そして、前述の船長のいずれかが、前述の書類に彼の受託品を記載させずに出帆したとみなされれば、その場合、前述の受託品は、前述の船長の危険に帰する。そして、前述の船長のいずれかが、記載させる予定の受託品の

一部を後から記載させれば、コメンダ契約によって後に明らかになるものであっても、先に記載させた、と解される*。】

* ME 海法第117条にはセミコロンが用いられていないが、適宜、文章を切っていた。

ME 海法第119条

[secundo settembris viij inditionis 1460 : 1460年9月2日布告 Non si pò partiri barca chi non fazza lu conto di viaggiu in viaggiu : 精算前の出航禁止]

Nui Martinu Camuglia et Ioanni Dominova consuli di la curti di mari nobilis civitatis Messane havimu provistu chi nixuno patruni di barca pozza nè diggia partiri di lo portu di Messina chi primo non fazzi so cuntutu intra la curti di lo consulatu et farilo scriviri per mastro notaro di la ditta curti in presenciana di li consuli sub pena di unzia una applicanda per lu contrafacienti ala maramma di la ditta curti et quistu di viaggiu in viaggiu. ©

© Genuardi, op. cit., p. 97.

【われわれ、高貴なメッシーナ市の海事裁判所の評議員であるマルティヌ・カムリアおよびイオアンニ・ドミノヴァは、いかなる船長も、評議員裁判所において計算をなし、そして、評議員の立会いのもと、それを前述の裁判所の主任公証人に記載させる前に、メッシーナ港を出帆することができずまた出帆してはならず、これに違反したときは、前述の裁判所の業務に対する偽計として罰金1オンスを科すものとし、そして、これは、航海ごとのことである、と判断した。】

(i) 第1文 本条 (TRCM 第10条) 第1文は、航海 (海上企業活動) の出資者に対して、その投下資本について、海事評議員裁判所の書類に記載する義務 (委託品の報告・記載義務) を課している。同文は、海上企業活動の形態について明示的な言及をしていないが、コロナ契約 (および/またはコメンダ契約) の出資者 (委託者) を規律対象としている、と解しうる⁽¹⁾。

海上企業活動の出資者（委託者）側に出資額の届け出義務を課した明文の規定は、ME 海法第117条および第119条に発見できず、ME 海法第65条（および Am 第10条）においても同様である。

(1) Forse nello stesso senso, Zeno, op. cit., p. 137; Murino, op. cit., pp. 318-319.

(ii) 第2文 本条第2文は、海上企業活動の主体、すなわち、投下資本の受託者（船主・船長側）にも、受託品について海事評議員裁判所の書類に記載する義務（受託品の報告・記載義務）を課している。

Zeno と Murino により具体的な類似・対応箇所の指摘はなされていないが、第2文は、ME 海法第117条第1文に類似している、と述べている。ただし、本条第2文（自体）は、ME 海法第117条第1文と異なり、書類記載義務履行前の出帆を明示的に禁じた文言を有していない。その出帆の禁止は本条第5文によって推測されるのであれば、第2文とME 海法第117条第1文との類似性は、より明確に了承されるであろう。

Zeno と Murino が承認している ME 海法第119条に類似する箇所は、本条のどの部分に求めるべきか、Zeno と Murino により具体的に示されていないので、若干、判断に困難が伴うが、おそらく、それも、本条第2文であろう。

ME 海法第119条は、同第118条を受けて設けられた規定（少なくとも無関係な規定ではない）、と思われる。同第118条は、航海を終えてメッシーナに帰還したすべての船長に対して、3日以内に海事評議員裁判所に決算報告すべき義務を課している⁽¹⁾。

そして、同第119条は、航海の決算報告前にメッシーナ港を出港することを禁じており、航海が繰り返される場合、1航海ごとに、同条の適用がある。すなわち、航海を繰り返す船舶については、出帆前の受託品の報告・記載義務と帰港後の決算報告が繰り返し課せられることになる。

さらに、このことについて言及する者をみないが、本条第2文はME 海法第85条（および Am 第30条）類似・対応する、との評価が可能であろう⁽²⁾⁽³⁾。

- (1) ME 海法第118条は、Genuardi, op. cit., loco cit. に掲載されている。
- (2) ME 海法第85条は、「前述の慣習にしたがって航海する船舶のすべての船長は、とりわけ、市（メッシーナ）から離れる者は、すべてのコロンナを海事裁判所の書類に記載する義務を負う」と定めている。本文でみたとおり、本条第2文は、ME 海法第117条第1文に類似するほか、同第85条にも類似している。同法第117条が裁可されたのは15世紀のことであるが、同法第85条は、それより以前、14世紀には裁可されていたはずである。Am 第30条については、試論・202頁以下参照。
- (3) Zeno と Murino が本条第2文と ME 海法第85条との類似性を指摘しなかったのは、類似する部分が少なかった（類似する部分が多い条文について、両者間の類似性を認める意図であった）からかもしれない。しかし、Ashburner は、本条と Am 第10条が対応する、と解しているが、Am 第10条が文言上対応するのは、本条第4文のみである。

(iii) 第3文 本条第3文は、第2文の書類記載義務が履行されなかった場合の効果（受託品滅失の危険は受託者負担⁽¹⁾）について定めている。

やはり、Zeno と Murino により具体的な類似・対応箇所の指摘はなされていないが、第3文は、ME 海法第117条第2文に類似している、といいうる。

第1文から第3文までの規定により、航海（海上企業活動）の出資者と受託者の双方により、投下（受託）資本についての公的（第三者）機関への報告・記載がなされるが、それだけでは、かならずしも、海上企業活動の公正さ（損益計算の正確さ）は、十分に担保されえない。海上企業活動の参加者の納得をえるための方策は、第4文に委ねられている。

- (1) 書類記載義務が履行されなかった受託品について、“non currat risicum sicut esset salva in terra（陸上に安全にあったかのように、危険を負担しない）”に類似の表現は、海員に対する前払いに関する Am 第43条（*esce sempre salvo in terra*）および ME 第95条（*esti sempri salvu in terra*）にみられる（試論・214頁、序説・1825—1823頁）。

(iv) 第4文 本条第4文は、船長に対して、受託資本について、船上にいる海上企業活動の参加者に告知（開示）する義務を課している。第1文から第3文が定めている投下（受託）資本の公的機関への報告・記載と第4文が要求している参加者への開示により、海上企業活動の公正さが担保され、海上企業活

動の参加者の納得がえられることになるであろう。

第4文と使用文言が直接に類似するものは、ME 海法第117条および第119条に発見することができないが、Ashburner が指摘している Am 第10条との、そして、ME 海法第65条との類似性は承認が可能であろう⁽¹⁾。

ME 海法第65条は、出帆時における船長の告知事項として、「……市外に持ち出されるすべてのコロナ、すべての商品および金銭ならびに目的地を……」あげている。

第4文の告知事項は、ME 海法第65条の列挙事項に比べて、限られているようにも思われるが、換金がなされている場合または商品購入予定の場合、その旨も告知事項とされているため、実質的に両者の告知事項に差異はない、と思われる。

また、第4文は、「目的地」を明示的な告知事項としていない。多くの場合、航海企業の参加者は、当該船舶の目的地を知ったうえで、参加するのであろうが⁽²⁾、すべての参加者がその地を事前に知らないこともあるかもしれない。そのような場合に、差が生じるもの、と思われる。

(1) 第4文（前半部）と ME 海法第65条（および Am 第10条）との類似性は明白である。Am 第10条については、試論・141頁以下参照。

(2) 第1文の文言からも、航海企業の参加者が「目的地」を承知していることが読み取れるように思われる。

(v) 第5文 第5文は、本条の違反者に対する処分について定めている。その規定の趣旨は、ME 海法第117条のそれに類似している、といいうる。

ただし、第5文の罰金額（15タリ）と ME 海法第117条のそれ（1オンス）に明らかな差異がみられるほか、第5文においては、罰金の使用目的および告発者への分配に言及がなされている。

2—11 TRCM 第11条（ME 海法第116条）

[De salario notarii pro scriptura predicti actus : 公証人の書類記載報酬]

Item quod notarius dicte Curie Consulium pro dicta scriptura debeat

habere granos quinque per barcam, de quibus grana tria sint ipsorum notariorum et grani duo expendantur et convertantur in reparatione dicte Curie.[©]

© La Mantia, p. 5.

【同様に、前述の評議員裁判所の公証人は、前述の（書類）記載について、船舶から5グラーナを受け取るものとし、そのうちの3グラーナは、公証人自身のものとなり、そして、2グラーナは、前述の評議員裁判所の補償のために支払われそして用いられる。】

本条は、海事評議員と同様、海事評議員裁判所の職務（公職）を行う公証人の報酬について、規定している。

Zeno と Murino は、本条と ME 海法第116条との類似性を明示的に認めているが、Genuardi は、何も語っていない。ME 海法第116条は、以下のような規定である。

ME 海法第116条

[La raxuni di li consuli et mastro notaro di ciaschunu mercanti et patroni di navi : 海事評議員および主任公証人の報酬]

Item che li consuli cum lu maestro notaro et sou compagnu per loru affannu da ciaschunu mercanti digianu haviri granu menzu per unza et dallu patruni di navi tari tri per ciaschunu centinaru di butti.[©]

© Genuardi, op. cit., p. 96.

【同様に、評議員は、主任公証人およびその同僚とともに、彼らの業務について、各商人から1オンスにつき半グラーナを、そして、船長から100樽につき3タリを受け取るものとする。】

TRCM 第6条から第10条までの5カ条は、濃淡に差異が認められる（第9条および第10条は、かなり薄いかもしれない）にしても、私法的性質を（も）

帯びた規定， というのである。本条は， TRCM 第5条以前と同様，（もっぱら）公法的な性質の規定である。

本条は， 海事評議員裁判所の公証人の書類記載に関する報酬を具体的な金額を示して定めた規定であり， その報酬の一部は海事評議員裁判所に帰属する旨を定めている。

本条に規定されている報酬の対象となる作業は， 書類記載に限定されているが， 公証人の報酬について， TRCM 第17条に別途， 詳細な規定が設けられている。

これに対して， ME 海法第116条は， 公証人の報酬についても言及しているが， 規定の文言上の主体は， むしろ， 評議員である。そして， 同条は， 報酬の対象となる作業について， とくに限定するような文言を有しておらず， また， 報酬額の算定方法も本条と異なっている⁽¹⁾。

- (1) 本文でのべたように， Genuardi は， 本条と ME 海法第116条との類似性について， 何も語っていない。彼は， 両者間の類似性を明確に否定する意図を有していなかったにしても， 少なくとも， Zeno と Murino のように， 両者間の類似性を明示的に肯定するつもりもなかったのであろう。

2—12 TRCM 第12条 (ME 海法第104条・第105条：序説・1840頁以下)

[De solido marinariorum solvendo：海員の報酬]

Item si forte aliquod vaxellum seu lignum perdatum vel caperetur per aliquem antequam suum viagium completeret, quod marinarii cum illo ligno euntes pro eorum solido habere debeant pro rata serviti temporis usque ad diem captionis eorum seu perditionis, et restans solidi per eos recepti teneantur patronis vaxellorum restituere ad terminum unius mensis, non obstante quod eis solutum fuerit ad rationem mensis; et si forte dicti marinarii in dicto viagio morirentur aut caperentur et retinerentur in carceribus, vel essent percussi in servitium eiusdem vaxelli, quare servire non possint, quod isto casu non teneantur ad refectionem temporis non

serviti.[©]

© La Mantia, p. 5.

【同様に、偶然に、いずれかの船舶または船が、その航海を終える前に、難破または何人かによって捕獲された場合、その船舶に乗り組んでいた海員は、捕獲または難破の日まで労務を給付した期間の割合に応じて、報酬を受け取るものとする。彼らが受領した金銭の残額は、彼らが月払いで報酬を受けていても、1カ月の経過時に、船長に返還しなければならない。そして、偶然に、前述の海員が、前述の航海中に、死亡もしくは捕獲されそして獄につながれ、またはその船舶の労務中にけがをし、そのために、労務に服しえなかった場合、その不慮の事件について、労務に服しえなかった時間を回復する義務を負わない*。】

* 本条は、セミコロンによって、大きく前半部と後半部に分かれているが、前半部を2文に分け、後半部を1文にまとめて【規定内容】を示すことにした。

本条は、航海終了前に帰責事由なくして（乗り組んだ船舶の難破または捕獲によって）就労不能に陥った海員の報酬について定めている。

Zeno と Murino は、本条と ME 海法第104条および第105条との類似性を明示的に認めている。Genuardi は、ME 海法第104条との類似性を認める意思を有しているもの、と推測されるが⁽¹⁾、第105条との関係については、何も語っていない。

(1) Genuardi は、ME 海法第104条と Am 第52条の類似・対応関係を承認しているが（op. cit., p. 89, n. (4)-(6)）、本条との関係を論じたと思われる注記（op. cit., p. 89, n. (3)）が不完全なのである。すなわち、In La Mantia, *Consol.* p. 5. とのみ記載されており、他所でなされているような TRCM の条文の直接引用がなされていない。しかし、La Mantia の書物の5頁には、本条が報告されている。

(i) 前半部（第1文および第2文） 本条第1文および第2文は、難破・捕獲により航海継続が不能になった船舶に乗り組んでいた海員の報酬請求権について定めているが、本条の規律対象の「海員」は、紛れもなく、「賃金海員」

であろう。

それは、第1文の「……捕獲または難破の日まで労務を給付した期間の割合に応じて、報酬を受け取る……」および第2文の「……月払いで報酬を受けていても……」から明白である。そして、本条と類似性が認められている ME 海法第104条および第105条（それらに類似する Am 第52条および第53条）の規律対象も「賃金海員」であることに、ほぼ異論がない⁽¹⁾。

ME 海法第104条は、難破・捕獲により航海継続が不能になった場合、「……海員は、海難の日まで労務を供給した期間について、報酬の支払いがなされ……金銭を返還すべき場合、海員は、月払いで報酬を受けていても、海難の日から数えて前の一ヶ月の期間については、その義務を負わない」と規定している。

本条前半部（第1文および第2文）と ME 海法第104条とで、用語方法に若干の差異は認められるものの、難破・捕獲により航海継続が不能になった場合、その日までの労務の供給に対して「賃金海員」に報酬が支払われるべき旨の規定内容は、まったく同じとあって、差し支えないであろう⁽²⁾。

(1) 序説・1840頁，試論・128頁以下，同・226頁以下など。

(2) 序説・1840頁以下で検討したように、ME 海法第104条は Am 第52条ときわめて類似した規定であり、相違点の発見に手間取るほどである。ME 海法第104条と Am 第52条とでは、報酬計算期間の終了時について、「海難の日」とするか「海難の時」とするかとの差異が認められる。本条第1文は、「海難の日」としている（ME 海法第104条と同じ）。

(ii) 後半部（第3文） 本条第3文は、航海中の海員の死亡・拿捕・けがにより労務供給しえなかった期間に関して、前払いを受けていた賃金の返還義務を負わない旨を定めている。

第3文と ME 海法第105条⁽¹⁾とで、使用文言に若干の差異を認めうるにしても、共通した海員保護の思想を読み取ることは、容易である。

むしろ、使用文言の差異は、解釈上ほとんど無視することが可能、というべきかもしれない。そして、本条1カ条で規定している内容が、ME 海法では2

カ条を用いて規定されている形式上の差異を除けば、本条とME 海法第104条および第105条との類似性は、否定のしようがないほど明確である。

- (1) ME 海法第105条「……海員は、航海中に捕虜になりそして獄につながれるかまたは怪我をしもしくは死亡した場合、その時、清算すべき金銭を返還する責を負わない。」

2—13 TRCM 第13条

[De incantatoribus seu juribus eorum per incantationem vaxellorum : 船舶競売手数料]

Item quod per omne vaxellum quod venditur ad incantum et venditio sit ab uncia una usque ad viginti, incantator hebeat tarenos duos, et ab unciis viginti usque ad quinquaginta habeat granos duos pro uncia, et ab unciis quinquaginta supra habeat granum unum et dimidium pro uncia qualibet.[©]

© La Mantia, p. 5.

【同様に、競売によって売却されたすべての船舶を通じて、競売人は、売買が1オンスから20オンスであれば、2タリを、20オンスから50オンスであれば、1オンスにつき2グラーナを、50オンスを超えれば、1オンスにつき1グラーナ半を受け取る。】

本条は、船舶の競売人の手数料について、売却価額を3段階に分けて、その額および算出方式を定めている。

Zeno と Murino ならびに Genuardi のいずれも、本条に類似する規定をME 海法のなかに発見していない。ME 海法のすべての条文を詳細に検証すれば、本条に類似する規定を発見しうるかもしれないが（筆者が一覧したところ、発見できなかった）、本稿にその暇はない。ただ、筆者には、本条と TRCM 第18条との関連が若干気になるところである。

2—14 TRCM 第14条

[Quis debeat incantare : 競売人]

Item quod si forte servientes Curie Consulum predictorum non essent apti ad incantandum, quod tunc ponatur alius extraneus incantator, dummodo quod dictus incantator habeat jus suum; et si dictus incantator hoc facere seu observare nollet, quod ipso iure privetur ab officio, et non debeat amplius incantare.[©]

© La Mantia, pp. 5-6.

【同様に、偶然に、前述の評議員裁判所の職員が競売の資格を欠いていれば、そのとき、外部の競売人が選任され、その競売人は、彼自身の権利を有する。そして、その競売人が権限を行使または遵守することを欲しなければ、当然に、職務を剥奪され、それ以上競売をしてはならない。】

本条は、海事評議員裁判所の職員が競売の資格を欠く場合に選任される代行者の権限およびその権限不行使・不遵守について規定している。

Murino は、本条と ME 海法第126条が類似・対応する、としているが、16項からなる同条の何項と本条が対応するのかは明示していない。

Zeno の著作の記述には混乱がみられ、139頁の対照表においては、本条と ME 海法第126条の類似・対応関係を認めているが、138頁においては、TRCM 第15条と ME 海法第126条および第127条との類似・対応関係について論じている⁽¹⁾。

そして、Genuardi は、本条と類似する規定を ME 海法のなかに認めていない (TRCM 第15条と ME 海法第126条第2項との類似関係を承認している [op. cit., p. LV, p. 115, n. (1)])。

筆者の検討によると、本条と ME 海法第126条および第127条との類似・対応関係については、「見出し」のみが類似するだけであり、規定の文言および内容に共通するところは発見できない。

- (1) Zeno, op. cit., p. 138 は、ほかに、TRCM 第15条とすべきところを、ME 海法第15条としている（これは、前後の文脈より、明らかな誤記）。

2—15 TRCM 第15条（ME 海法第126条・第127条）

〔De tempore expediendi res incantandas：競売期間〕

Item quod omnis incantator quamlibet rem, que ponitur ad incantum valoris unciarum quinque, debet expedire per totum illum diem per quem durat incantus; et si forte essent ab unciis quinque supra, quod debeat expediri infra [dies] duos numerandos a die quo res ad incantum ponitur; et si hoc incantator non observaret vel fraudem faceret, sit in pena tarenorum quindecim in reparatione Curie Consulium, et privetur ab officio; et pro quibuslibet tarenis decem [debeat] habere granum unum et dimidium solvendum sibi per eum cuius res venditur, sive ad petitionem cuius venditur res.[©]

© La Mantia, p. 6.

【同様に、すべての競売人は、5オンス（以下）の価格の競売に付されるあらゆる物品を、競売のある日、まる1日をかけて、処分しなければならない。そして、偶然に、（競売価格が）5オンスを超える場合、（すべての競売人は、）物品が競売に付される日から数えて2〔日〕をかけて、処分しなければならない。そして、競売人がこれを遵守しないかまたは偽計を行った場合、評議員裁判所の補償として罰金15タリを科せられ、そして、職務を剥奪される。そして、（競売人は、）10タリにつき、その物品が売却される人からまたはその要請により物品が売却される人から支払われるべき1グラーナ半を受け取る〔ものとする〕。】

本条は、競売物件の価格に応じて（2段階に分けて）、競売のために要すべき日数を定め、競売人に対して、その日数の遵守（慎重な競売）義務を課す（義務違反の制裁として、罰金と職務剥奪を科す）一方で、競売人の報酬につ

いても規定している。

2—14 でふれたように、前条と本条について、ME 海法との類似性に関する考えが、Genuardi, Zeno および Murino で統一されていない。

Murino は、本条と類似する規定をME 海法のなかに認めておらず、Zeno は、138頁においては、本条と ME 海法第126条および第127条との類似・対応関係について論じているが、ME 海法第126条の何項と類似するののかについては、具体的な指摘をしていない⁽¹⁾。これに対して、Genuardi は、本条と ME 海法第126条第2項との類似関係を承認している⁽²⁾。

対照すべき条文・項が複数になっており、分析・検討作業の混乱・複雑化を可能なかぎり回避するため、本条と対照すべき条項について、あえて、筆者の私見を先にのべると、ME 海法第126条第2項、同条第14項および同法第127条⁽³⁾であろう。それらのME 海法の規定内容を参照してから、本条の分析・検討を行うことにしたい。

(1) Zeno, op. cit., loco cit.

(2) Genuardi op. cit., p. LV, p. 115, n. (1).

(3) ME 海法第126条 (16項からなっている) と同第127条は、強い関連性を有する規定である。その分類・形式からしても、共通の見出し (Capitula incantatorum et venditricium) のもと、前後の条文から分離されており、第127条 (独立した条文として条文番号が与えられているが) の条文番号と見出しの後、同条の本文が始まる前に、第17項の項番号が置かれている。Genuardi, op. cit., p. XV は、第127条の文頭に常用語の Item が置かれていないことから、同条が第126条の付加であろう、と推測している。

ME 海法第126条第2項 (Genuardi が本条との類似性を肯定)

[Li incantaturi divinu spediri di vindiri li robbi de una unza abaxio infra un giornu, et si è de più prezzo, infra dui jorni. : 競売日数]

Item ogni incantaturi per qualsivoglia cosa che si metti allu incantu, la quali sia di unzi cinque infra, lu divi spachiaru per tuttu quillu jornu et si esti di unzi cinque in suso, lu divi spachiaru infra dui jorni et questo se intendi di cosi mobili. ©

© Genuardi, op. cit., p. 115.

【同様に、すべての競売人は、競売に付されるあらゆる物について、5オンス以下のものは、まる1日をかけて売却し、そして、5オンスを超えるものは、2日をかけて売却しなければならない。これは、動産についてのこととする。】

ME 海法第126条第14項（筆者が本条との類似性を肯定）

[Contravenendu lu incantaturi sia in pena di tari 15 per ogni volta et privazioni di officio : 職務違反の競売人に対する制裁]

Item chi qualsivoglia vota alcunu di li preditti incantaturi contrafarrà alcunu di li capituli preditti in tuttu oy in parti, diggia infallibiliter, jure pene, pagari tari XV et esseri applicata la preditta pena a la opera dilla curti preditta et di esseri privato di officio senza mercè alcuna.©

© Genuardi, op. cit., p. 118.

【同様に、あらゆる場合、前述の競売人のいずれかが、前述の条項のいずれかの全部または一部に違反すれば、間違いなく、当然の罰として15タリを支払わなければならない、そして、前述の罰金は、前述の裁判所の金庫に納められ、そして、一切の容赦なく、職務の剝奪がなされる。】

ME 海法第127条（Zeno が本条との類似性を肯定）

[Tali vendituri et venditrichi di robbi quello che li tocca et che sunnu obligati prestari plegiaria : 売主の担保提供義務]

Tutti li vendituri et venditrichi sunnu tenuti et divinu dari plegiaria, anti chi incomenzanu a vindiri cosa alcuna, in li acti di la curti tantu di conservari li cosi, li quali vindinu, quantu di exerciri lu officio beni et legalmenti et per loru raxuni divinu haviri comu è dictu di sopra per lo incantaturi.©

© Genuardi, op. cit., p. 119.

【すべての売主および女性売主は、いずれかの物の売却を開始する前に、売

却する物を保存し、業務を適切にそして適法に遂行するために、裁判所の書類に担保を記載する義務を負い、そして、彼らの費用として、競売人について先のべられているように、(金銭を)有していなければならない。】

(i) 第1文および第2文 本条 (TRCM 第15条) 第1文および第2文は、競売物件の価格が5オンス以下の場合には、まる1日をかけて競売を行い、価格が5オンスを超える場合には、2日をかけて競売をなすよう、競売人に義務づけている。

ME 海法第126条第2項は、本条第1文および第2文より少し使用文言が簡略化されているが⁽¹⁾、省略された文言については、解釈による補充が可能、と思われる。上記の条項の規定内容は、実質的には同一、と云うのであろう⁽²⁾。

- (1) ME 海法第126条第2項には、本条第1文の「競売のある日」に対応する文言および同第2文の「物品が競売に付される日から数えて」に対応する文言がない。
- (2) ME 海法第126条第2項は、使用文言を簡略化する一方で、本条第1文および第2文にみられない「確認」の文言を末尾に置いている。すなわち、「これは、動産についてのこととする。」である。しかし、この文言の不存在は、おそらく、本条の適用範囲を不動産競売にまで拡大する意味を有しなかったであろう。

(ii) 第3文 本条第3文に類似する規定が ME 海法第126条の何項なのか、Zeno も Genuardi も具体的に指摘していない。しかし、ME 海法第126条第14項がそれであることは、容易に認識しうる。

規定された競売日数を遵守しなかった場合に競売人に科せられる制裁(罰金15タリと職務剥奪)が、両者の規定で一致している。両者の条文にみられる使用文言に関する若干のちがいがい・有無は、規定内容の実質的同一性の承認の妨げにはならないであろう⁽¹⁾。

- (1) 本条第3文の条件節には、「または偽計を行った」場合が含まれている。一方、ME 海法第126条第14項の条件節には、先行条項の「全部または一部」違反に対する言及がなされており、同項の帰結節には、本条第3文には存在しない副詞句「一切の容赦なく」が挿入されている。これらの文言のちがいがい・有無は、本文でのべた

推測を覆しえないであろう。

(iii) 第4文 本条第1文から第3文までとME 海法第126条が類似・対応する部分は、以上の検討から、明らかとなった。しかし、本条第4文に類似・対応する条項をどこに求めるべきかは、かならずしも容易ではない。

第4文は、競売人の報酬（手数料）について定めている。これに類似する条項をME 海法第126条のなかに見出すことは、おそらく不可能であろう（筆者の見過ぎかもしれないが）。すると、Zeno が指摘している ME 海法第127条がその候補にあがってくる。

(iv) ME 海法第127条 同条は、（おそらく、）競売物件の売主に、担保提供（裁判所の書類への記載）義務と競売人に対する報酬（手数料）支払義務について定めている。同条の前半部に規定された競売物件の売主の担保提供義務についてみると、類似するものを本条第4文に発見することは不可能である。

ME 海法第127条の後半部は、本条第4文が競売人の権利（報酬・手数料請求権）として認めていることを、競売物件の売主の手数料支払義務の側面から規定している、と解されるであろう。

しかし、たとえ、そのように解しようとしても、本条第4文と ME 海法第127条の対応部分は、一部に限られており、また、その部分も、形式上ないし文言上かなり異なっている、と評さざるをえない⁽¹⁾。

(1) 本条と ME 海法第127条との類似性について、Zeno が肯定する一方で、Murino および Genuardi は、論じていない。繰り返すが、どの程度の対応・類似部分があれば類似性を肯定するのかについて、各人共通の客観的な基準が存在するわけではない。Murino および Genuardi が本条とME 海法第127条との類似性を承認しなかったにしても、それは、誤った評価に基づくもの、ということとはできないであろう。

2—16 TRCM 第16条（ME 海法第128条）

[De sansariis seu de salario pro vendicione servorum：奴隷売買仲立人の報酬]

Item quod omnis sansarius, qui vendit servum seu servam, pro suo salario debeat habere tarenum unum pro capite a venditore, et tarenum unum ab emptore; et si forte dictus sansarius ultra acciperet, sit in pena tarenorum quindecim solvendorum per eum in opere dicte Curie, et privetur ab officio ipso iure, et accusator ipsius sansarii fraudem committentis habeat partem ipsius pene.[©]

© La Mantia, p. 6.

【同様に、奴隷または女奴隷を売買するすべての仲立人は、その報酬として、1人につき、売主から1タリをそして買主から1タリを受け取るものとする。そして、偶然に、前述の仲立人がそれを超えて受け取った場合、前述の裁判所の金庫に罰金15タリを支払わなければならない、そして、当然に、職務を剥奪され、そして、その仲立人の告発者が偽計を行うときは、彼自身の罰を受ける。】

本条は、現在では（少なくとも、いわゆる先進国では）考えられない（公序良俗に反する）奴隷売買に関する仲立人の報酬について定めている。

Zeno と Murino ならびに Genuardi のいずれも、本条に類似する規定として ME 海法第128条を掲げている。同条は、23項からなる長大な規定であるが、Genuardi (op. cit., p. LVI) は、その第11項が本条に対応する、としている⁽¹⁾。

- (1) Zeno と Murino は、何項が本条と類似するかについて指摘していない。なお、Genuardi, op. cit., loco cit. は、ME 海法第128条は21項からなる、としているが、Genuardi, op. cit., pp. 123-126 に第22項および第23項と思われるものが掲載されている。

ME 海法第128条第11項

[Ragioni di menzani : 仲立人の報酬]

Item li pridetti minzani per loru menzania divinu aviri ut infra et si plui prendissero oy dimandassiro, fussiro in pena di tari XV.

videlicet :

Per ciascuno scavu o scava tari uno da lu vindituri et altrettantu dallu accattaturi tari 1[©]

© Genuardi, op. cit., p. 121.

【同様に、前述の仲立人は、彼らの仲立について、以下のとおりに報酬を受け取るものとし、それを超えて取得または請求すれば、15タリの罰金を科せられる。

すなわち：

奴隷または女奴隷1人につき、1タリを売主から、そして、同様に、1タリを買主から（受け取るものとする）。】

本条（TRCM 第16条）第1文は、奴隷売買の仲買人の報酬請求権（奴隷1人につき、売主と買主にそれぞれ1タリの報酬請求）について定めている。仲立人の報酬は売主と買主による平分負担とされている。

本条は、第2文において、超過報酬の請求をなした仲立人に対する制裁として、罰金15タリおよび職務剥奪について定め⁽¹⁾、さらに、仲立人の虚偽の告発者に対する制裁について言及している（制裁の具体的な内容は明示されていない）。

本条第1文および第2文の前半部（罰金について規定した部分）までと ME 海法第128条第11項との類似性は、説明・確認を要しないほど明白である。

仲立人の職務剥奪と告発者に対する制裁を定めた本条第2文の後半部に類似する条項を、長文のME 海法第128条（およびその他の条文）のなかから見出しうるのは、本稿は、その検証作業をする暇を有していない。次条の分析・検討に移りたい。

- (1) 往時、「仲立人は都市または商人団体によって任命され、公職的な地位を有し、独占的営業権を与えられ」ていたようであるが（平出慶道『商行為法』青林書院新社〔1970年〕338頁）、本条にいう「職務剥奪」は、たんに、売買当事者とのあいだの仲立契約の解約にとどまらず、トラパニ市における仲立人資格の剥奪を意味するもの、と思われる。

2—17 TRCM 第17条 (ME 海法第8条・第9条：続説・954頁以下)

[De officio Notarii Consulum : 評議員公証人の職務]

In primis quod Notarii Consulum non possint eorum officium vendere, nec alteri committere, sed debeant ipsi personaliter exercere sub pena privationis officii, in cuius locum per Consules ipsos eligatur et substituatur alius, ita tamen quod substituendus et eligendus sit idoneus et sufficiens.

Item quod notarius Consulum sit eligendus Trapanensis, et defectu Trapanensium eligatur alius alterius loci, idoneus et sufficiens.

Item quod notarius Consulum pro suo labore et salario habere debeat infrascriptos proventus et non aliud.

In primis pro qualibet fideiussione granos quinque.

Item pro qualibet cedula grana quinque.

Item pro quolibet termino dato ad solvendum, grana duo.

Item pro quolibet teste recipiendo gr. duo.

Item pro quolibet pedagio grana decem.

Item pro qualibet sententia gr. decem.

Item pro copia capitulorum pro quolibet capitulo gr. unum.

Item pro copia testium receptorum gr. unum.

Item pro copia processus solvatur iuxta morem.

Item pro qualibet contumacia pro reparatione Curie tarenum unum.

Item si forte Notarius acciperet ultra modum superius pretaxatum, aut aliter exigeret, quod incontinenti privetur ad officio.©

© La Mantia, pp. 6-7.

【まず第一に、評議員公証人は、その職務を他人に売り渡し、また、他人に委ねることができず、彼ら自身が自ら遂行しなければならない。これに違反したときは、職務を剥奪され、彼に代わり、評議員自身によって、他の人が選任されそして交代させられるべきである。ただし、選任され交代させられるべき者は、適切にして能力がなければならない。

同様に、評議員公証人は、トラパニ人から選任されるべきであり、トラパニ人がいないとき、適切にして能力のある他の地の他人が選任される。

同様に、評議員公証人は、その労務について、報酬として、以下に定めるとおりのものを受け取るものとし、そして、他のものを（受け取ってはならない）。

まず第一に、すべての担保について、5 グラーナ

同様に、すべての支払猶予について、5 グラーナ

同様に、すべての支払期限について、2 グラーナ

同様に、すべての採用すべき証人について、2 グラーナ

同様に、すべての交通費について、10 グラーナ

同様に、すべての判決について、10 グラーナ

同様に、条項の謄本について、すべての条項について、1 グラーナ

同様に、受領した証拠の謄本について、1 グラーナ

同様に、訴訟記録の謄本について、慣習にしたがって (*iuxta morem*) 支払われる

同様に、すべての訴訟の欠席について、裁判所の補償として、1 タリ

同様に、偶然、公証人が、上に定めた限度額を超えて受け取りまたは異なった請求をした場合、直ちに、職務を剥奪される*。】

* 本条第1項にはセミコロンが用いられていないが、3つの文に分けて規定内容を示しておいた。

本条は、4項からなり、TRCM のなかでは長文の規定である。「見出し」は、短く、「評議員公証人の職務」となっているが、規定内容は、かなり多様である。(海事評議員裁判所) 公証人の職務遂行義務 (第1項)、その選任資格 (第2項)、その報酬 (第3項) および報酬の超過請求に対する制裁 (第4項) について定めが置かれている。

本条は、ME 海法との類似・対応関係に関して、Zeno, Murino および Genuardi の3者が別個の見解を示す場所となっている。すなわち、Zeno は、

本条に類似する規定を ME 海法に発見しておらず、Murino は、ME 海法第 8 条および第 11 条に類似性を認め、そして、Genuardi (op. cit., p. XV) は、ME 海法第 9 条が対応する、と考えている⁽¹⁾。

- (1) 2—7 の注(1)でのべたとおり、Genuardi, op. cit., p. 32, n. (4) ecc. は、数カ所で、TRCM 第 7 条と ME 海法第 9 条との類似・対応関係を指摘しているが、それらは、すべて、本条のあやまりである（対応する文言として引用されているものが、すべて、本条のものである）。

(i) 第 1 項 本条第 1 項第 1 文は、公証人に対し、その職務の売渡しおよび他人への委託を禁じ、自ら職務を遂行すべき義務を課している。

同文は、ME 海法第 8 条の規定「……選任された公証人は、何人も、前述の職務を売り渡し、いかなる人にも委ねることができず、たしかに自ら、その職務を遂行しなければならない」ときわめて類似している。

使用言語・表現方法の差異は、その類似性に疑いをもたらさないであろう。その意味では、Murino が本条と ME 海法第 8 条の類似関係を承認したのは、あやまりではない、といいうる⁽¹⁾。

本条第 1 項第 2 文は、第 1 文に規定の義務に違反した公証人に対する制裁（職務剥奪）と職務代行者の選任について定めている。「続説」で検討したかぎりでは、ME 海法には、職務遂行義務違反の公証人に対する制裁について、明文規定を発見することができなかった。第 2 文に類似する（明文）規定は、ME 海法のなかに存在しない、と考えておくことにしたい。

第 3 文は、公証人の職務代行者の被選任資格についての確認（注意）規定である。同文は、公証人の職務代行者の資格について、「適切にして能力のある者」というように、抽象的に表現している。なお、一覧したかぎりでは、ME 海法のなかに、公証人の職務代行者の選任に関する明文の規定を発見することができなかった。

- (1) Zeno と Genuardi は、本条と ME 海法第 8 条の類似関係について、何も語っていない。たしかに、本条第 1 項第 1 文が ME 海法第 8 条と類似するだけで、2 つ

の規定全体の類似関係を承認するには、類似部分が少なすぎる、といえなくはない。

(ii) 第2項 本条第2項は、原則として、公証人はトラパニ人のなかから選任されるべきことを宣言した後、例外的に、トラパニ人不在のとき、他の地の者を公証人に選任しうるもの、としている。

他の地の者を選任するには、第1項第3文の公証人の職務代行者の選任資格に付せられていたのと同様の「適切にして能力のある者」との条件が付されている。

ちなみに、ME 海法第13条は、公証人の資格について、「試験に合格し、メッシーナ市で少なくとも3年間公務」経験のある者というように、具体的に定めている⁽¹⁾。「適切・有能な者」を選任すべし、との規定の趣旨は、類似していても、文言・形式は、かなり異なっている、といわざるをえない⁽²⁾。

(1) ME 海法第13条は、続説・961頁以下を参照のこと。

(2) ME 海法第13条の公証人の資格要件は、具体的・客観的であり、解釈者の恣意的判断が入り込む余地がないが、本条第1項・第2項の「適切にして能力のある者」との要件は、いかにも抽象的である。

(iii) 第3項 本条第3項は、列挙された10個の公証人の職務事項ごとに、その報酬(手数料)を定めている。ME 海法第9条の列挙している公証人の職務事項は、数えようによっては、2倍ほどになるが⁽¹⁾、規定の形式および報酬額の類似性は明白である。

本条第3項第3号および第10号の職務事項については、ME 海法第9条は、明示的言及をしていない。8個の職務事項が2つの規定によって共通して規律されている。

8個の職務事項のうち本条第3項第9号については、具体的な報酬額が明示されていないが(ME 海法第9条第8号も、具体的な報酬額を明示していない⁽²⁾)、その他7個の職務事項に関しては、報酬額が正確に一致している。

Genuardi が本条と ME 海法第9条の類似関係を承認したのは、あやまりではなく、むしろ当然の評価であった、と思われる⁽³⁾。

- (1) ME 海法第9条は、公証人の職務事項を16の号に分けて列挙しているが、複数の職務事項を含む号がいくつかある。
- (2) ME 海法第9条第8号も、具体的な報酬額を明示しないという点では、本条第3項第9号と同じである。しかし、報酬額の算定方法につき、本条第3項第9号は、「慣習にしたがって」とするのに対して、ME 海法第9条第8号は、「訴額にしたがって」としている。両者の計算方法は、少なくとも、形式的には大きく異なっている。(v)も参照のこと。
- (3) (i)の注(1)で論じたが、規定間の類似関係を承認するうえで、分量的な要素も重要である、と思われる。本条と ME 海法第9条の類似する部分は、規定全体のかなりの部分を占めている。Zeno と Murino が両者間の類似性を認めなかったのは、むしろ不可思議でさえある。

(iv) 第4項 本条第4項は、報酬の超過請求をした「公証人」に対して、「職務剝奪」の制裁で対応しているが、罰金については、明示的には何も論じていない。この規定の形式は、報酬の超過請求をした「評議員」に対する制裁の定め方 (TRCM 第1条) と同じである。

ME 海法第9条柱書きも、公証人に対して報酬の超過請求を明示的に禁じているが、違反に対する制裁が本条第4項のそれとは異なっている。すなわち、ME 海法第9条柱書きは、報酬の超過請求をした「公証人」に対して、「罰金7タリ10グラーナ」の支払いを科しているが、職務剝奪に関する明示的言及をしていない。

公証人の超過報酬請求に対する制裁が、TRCM および ME 海法において、「職務剝奪」または「罰金」のいずれかのみが適用され、重複適用がないのであれば、制裁の態様の差異が、本条第4項と ME 海法第9条柱書き類似性の承認に消極的にならざるをえないかもしれないが、その差異を部分的なもの、と了解すれば、2つの規定の全体を評価して、両者間の類似性を認めても、大過ないもの、と思われる⁽¹⁾。

- (1) なお、Murino は、本条と ME 海法第11条の類似性を承認しているが、ME 海法第11条(裁判所執務者の訴訟禁止)については、本条(およびその他の条文)のなかに類似する箇所を発見することはできなかった。ME 海法第11条は、続説・959頁以下を参照のこと。

(v) 第3項第9号の“*iuxta morem*” われわれは、規定間の類似性の問題を少し離れて、本条第3項第9号に注目したい。その他の号がすべて具体的な金額をもって報酬額を表示しているのに対して、同号は、訴訟記録の謄本作成については、「慣習にしたがって (*iuxta morem*)」報酬額が定まるもの、としている。

Zeno などによって、本条第3項第9号のこの文言に対する注意喚起はなされていないが、看過すべきではないであろう。

2—6において、TRCM 第6条の末尾の文言について、Zeno の見解にふれた。すなわち、「評議員裁判所によって判示されそして繰り返されているとおりに (*sic extitit iudicatum per Curiam Consulium et pluries determinatum*)」との文言である。その文言は、TRCMが編纂 (成文化) される以前から、「残存物の分配」に関する海事評議員裁判所の判断が集積していることを表わしている、と考えられているのである⁽¹⁾。

それと同じことが、本条第3項第9号についてもあてはまるもの、と思われる。すなわち、TRCM が編纂 (成文化) される以前から、訴訟記録の謄本作成に関する報酬について、慣習 (法) が先行的に存在していたことが明らかにされている。

TRCM 第6条の末尾の文言と同じく、「慣習にしたがって (*iuxta morem*)」の文言によって、具体的にどれほど遡及することになるのかは不明であるが、トラパニにおいて、TRCM が編纂 (成文化) される以前に、海事慣習 (法) が存在・妥当していたことを合理的に根拠づけうるであろう。

(1) Zeno, *op. cit.*, pp. 139-140.

2—18 TRCM 第18条 (ME 海法第9条：統説・955頁以下)

[*De iure Notariorum Consulium*：評議員公証人の権利]

In primis pro quolibet vaxello posito ad incantum, vendito et liberato pro unciis quinquaginta supra, notarius dicte Curie Consulium qui illo tempore

fuerit, habere debeat pro suo jure di lu accattaturi di lu dittu vassellu tari unu, et a quinquaginta ultra tt. ij.

Item pro qualibet barca vendita habere debeat pro iure suo tarenum unum, reservato eisdem notariis iure eosdem contingente pro confectione instrumenti venditionis dicti vaxelli venditi, quod facere debeat ad opus patroni navigii.

Item quod servientes dicte Curie omnes simul ex venditione vaxelli, habere debeant pro eorum jure ab emptore dicti vaxelli ab unciis quinquaginta infra, [granos decem, et ab unciis quinquaginta] ultra, tarenum unum.

Item si aliquod vaxellum incantaretur per servientes dicte Curie Consulum et deliberatur pro unciis viginti usque ad quinquaginta, dictus incantator debeat habere a venditore pro jure suo granos duos pro uncia, et ab unciis quinquaginta supra debeat habere pro uncia granum unum.

Item de eodem jure incantator debeat habere duas tertias partes, et reliqua tertia dividitur inter alios servientes Curie Consulum predictorum. Datum Messane MCCCXXXV.©

© La Mantia, p. 7.

【まず第一に、競売にかけられ、売却され競り落とされたすべての船舶について、50オンスまでであれば、前述の評議員裁判所の当番の公証人は、前述の船舶の売主から、1タリを、そして、50オンスを超えれば、2タリを、その権利として、受け取るものとする。

同様に、売却されたすべての船舶について、(前述の評議員裁判所の公証人は、)船長の業務のために作成を要した、前述の売却された船舶の売買書類の作成について、彼ら(公証人)に当然に帰属する、彼らに留保されていた1タリを、その権利として、受け取るものとする。

同様に、前述の裁判所の職員は、すべて、同時に、船舶の売却によって、彼らの権利として、前述の船舶の買主から、50オンスまでなら[10グラーナを、

そして、50オンスを] 超えれば1タリを、その権利として、受け取るものとする。

同様に、いずれかの船舶が、前述の評議員裁判所の職員によって競売され、そして、20オンスから50オンスで競り落とされた場合、前述の競売人は、売主から、1オンスにつき2グラーナを、そして、(競落価格が)50オンスを超えた場合、1オンスにつき1グラーナを、その権利として、受け取るものとする。

同様に、競売人は、彼らの権利について、3分の2を受け取るものとし、そして、残りの3分の1は、前述の評議員裁判所の他の職員のあいだで分配される。1345年メッシーナに承認】

本条は、船舶の競売にかかわった海事評議員裁判所の公証人およびその他の職員の権利(報酬)について、競売価格の価格に応じて(大きく、50オンスで分けて)、その額を定めている⁽¹⁾。

Zeno と Murino は、本条と ME 海法第9条との類似性を明示的に認めているが、Genuardi は、何も語っておらず、むしろ、否定する意図かもしれない(2—17でみたように、Genuardi は、ME 海法第9条と類似する規定として TRCM 第17条を掲げている)。

(1) なお、2—13で若干ふれたように、船舶の競売人の手数料に関する規定が TRCM 第13条に設けられているが、筆者は、それと本条の関係について論じた者を寡聞にして知らない。

(i) 本文 本条の見出しは、公証人の「権利(jus)」という表現を用いているが、公証人(およびその他の職員)が受け取るべき金銭をどのように表現するかは別にして、実体は、「報酬ないし手数料」であろう⁽¹⁾。

Zeno と Murino が本条と ME 海法第9条との類似性を認めたのは、公証人の報酬ないし手数料に関する規定、という広い意味では、あやまりではないのかもしれないし、本条第1項が ME 海法第9条第15号の有蓋船の競売報酬について定めた文言(……10オンスから50オンスの場合1タリ、50オンスから100オンスの場合2タリ……)と類似している、といいうる。

しかし、本条第2文から第5文に類似する文言は、ME 海法第9条に発見することができない。とりわけ、第3文から第5文の規律対象者は、海事評議員裁判所の職員と競売人とされているが、ME 海法第9条の規律対象者には、それらの者は含まれていない。

規定の形式（対象とされている業務の内容・種類、報酬金額）の面では、2—17で検討したとおり、ME 海法第9条は、本条よりもTRCM 第17条により類似している、というべきであろう。

ここで、若干視点を転じて、本条にみられる異言語の混入について、一瞥しておきたい。第1項の“di lu accattaturi di lu dittu vassellu tari unu”は、明らかに、南部訛りのイタリア語である。これ以外にも、南部訛りのイタリア語と思われる単語がいくつか混入していたかもしれないが、まとまって（句となって）出てきたことはなかったはずである。TRCMの転写人がかなり慎重で熟達した作業者であった（公職にあった人かもしれない）、と思われるが、この異言語の混入は、「筆のあやまり」によるものなのか、それ以外の原因によるものなのか、不明というほかない。

(1) La Mantia, op. cit., pp. X-XI は、評議員および公証人が受け取る金銭について、diritti および proventi を用いている。

(ii) 裁可者・年 2—(ii)で少しふれたように、TRCM の裁可者・年をめぐり、本条の末尾に置かれた“Datum Messane MCCCXXXXV”の正確性に疑問が投げられている。すなわち、La Mantia は、末尾の1345年は1325年のあやまりであって、TRCM の裁可者は Federico 2 世（在位1296～1337年）と推測するのである⁽¹⁾。これに対して、Genuardi は、Federico III il Semplice（在位1355～1377年）を TRCM の裁可者、と推測している⁽²⁾。

興味深い議論であるが、たとえば、Gaeta や Murino は、La Mantia と Genuardi の推測・対立状況の紹介をしているが、いずれに与すべきかについては黙している⁽³⁾。さらに、われわれは、TRCM の18カ条のすべてを検証してみたが、両者の推測のいずれを支持すべきかについて、その手掛かりにな

りそうなものを発見することができなかった。残念ながら、本稿は、この議論に、これ以上立ち入ることができない。

- (1) La Mantia, op. cit., p. 7, n. alla riga 21.
- (2) Genuardi, op. cit., p. VI.
- (3) Gaeta, op. cit., p. 67; Murino, op. cit., p. 320, n. 1.

3 陸上の規則・条項

われわれは、2において、TRCMの全18カ条について検討を試みたが、14世紀のこととはいえ、わずか18カ条で往時のトラパニに存在した海法の全容を理解することは、いかにも困難であり、むしろ不可能なはずである（もちろん、TRCMの編纂者に海法の全容を表わす意図はなかったであろう⁽¹⁾）。

1—2でふれたとおり、La Mantiaの著作が報じている陸上の規則・条項のなかにも、海事関連事項について、直接にまたは間接的に規律した規定がいくつかみられる。本稿では、それらのなかでも、海法の性質が強いものを紹介しておきたい。もちろん、TRCMの18カ条のほか、陸上の規則・条項のなかにあるいくつかの海法の性質が強いものを紹介しえたにしても、往時のトラパニの海法の全容を表わすことは、やはり、困難ないし不可能であろう。

しかし、その作業は、メッシーナやその他のシチリアの都市にあった慣習（法）に類似したものがトラパニに存在した、との有力な主張に確かな論拠を加えうることになるであろう。以下において、La Mantiaの著作が報じている順にしたがい、陸上の規則・条項について⁽²⁾、若干の検討を加えておく。

- (1) 公的機関の海事評議員の職務については、公益に強く関連するから、裁判・慣習によって形成されてきた規範の根幹・主要部を明文化する必要性は、大きかったはずである。
- (2) 1—2でふれたように、La Mantiaは、TRCMのほか、5つの陸上の規則・条項を紹介しているが、最後に紹介されている規則は、海法関連の条文を含んでいないようである。その規則は、La Mantiaが報じている規則のなかでは、もっとも古いものようであり（最終条文〔第16条〕末に“Datum Trapani MCCCX”とある）、往時のトラパニの商取引の様子を知るうえで、貴重な情報かもしれないが、その規

則の検証は、本稿の目的からかなり離れてしまうので、別の機会に譲りたい。

3—1 *Capitula mercatorum*

Capitula mercatorum et eorum Consulum terre Trapani eis edita secundum formam privilegiorum et ordinationum civitatis Messane

© La Mantia, op. cit., pp. 7-10.

本規則は、タイトルにみられるように、トラパニの商人および商事評議員に関する規範を集めたものであるが、メッシーナ市に付与された特権と王令の形式にしたがって編纂されたものである。

タイトルの後、第1条の前に、裁可者として、Rex Fridericus rex Sicilieの名が掲げられており、最終条文(第15条)末に“Datum Messane MCCCXXIII”とある。

なお、メッシーナに対する言及は、タイトルと最終条文末においてなされているだけであり、条文自体のなかではなされていない⁽¹⁾。

編纂形式は、TRCMと異ならないが、本規則の裁可者・年については、TRCMと異なり、とくに議論がなされていないようである。これは、3—2以下の規定についても、同様のようである。

Murinoは、本規則の第9条を海事関連規定として紹介している⁽²⁾。同条は、トラパニの地、倉庫または船舶に蔵されている商品について、大商人による買占めを禁じ、小商人にも商品購入の機会を確保する趣旨の規定である。

本条の適用範囲が船倉にある商品にも及んでいる、という意味においては、本条を海事関連規定とすることも、もちろん、誤りということとはできないが、規律対象者は、海商にたずさわる商人ではなく、商人一般である。本条の海商法としての性質は、それほど濃いものではない。

(1) 15カ条の条文中に出てくる地名は、トラパニのみである。

(2) Murino, op. cit., p. 322.

3—2 Capitula Consulum

Capitula Consulum Mercatorum terre Trapani secundum formam et Consuetudinem civitatis Messane, que debent servari per omnes mercatores terre predictae, qui vendunt pannum ad tallum sub pena infrascripta

© La Mantia, op. cit., pp. 10-14.

本規則は、基本的には、Capitula mercatorum と同じく、トラパニの商人および商事評議員に関する規範を集めたものであり、メッシーナ市の慣習（法）の形式にしたがって編纂されたものである。

本規則が Capitula mercatorum と異なるのは、本規則の多くが布地商に関する規定である点である。そのことは、タイトルのなかにすでに示されているが、第18条の前に置かれた見出し (Capitula ordinata per Consules mercatorum pannorum et per alios secundum ordinationes civitatis Messane) によって、再度確認されている。

本規則の裁可者・年については、3—1 でふれたとおり、Capitula mercatorum と同じく、とくに議論がなされていない。タイトルの後、第1条の前に、裁可者として、Rex Fridericus rex Sicilie etc. となっているのは、複数の裁可者（条文によって異なる裁可者）が存在していたことを意味するのであろう。

そして、本規則は、全39カ条からなっているが、すべての条文が同じ年に裁可されたものではない（したがって、同じ王によって裁可されたものでもない）と思われる。すなわち、第38条末に“Datum Messane ultimo marcii prime Indicionis⁽¹⁾”と表示され、最終条文（第39条）末に“Datum Messane MCCCCLXXXVII”とある。

Murino は、本規則の第18条および第36条を海事関連規定として紹介している⁽²⁾。第18条は、トラパニの布地商人に対して、船上にある布地の仕入れのために船舶に赴くことを、1日1回しか認めていない。本条の趣旨は、やはり、大商人による買占めの禁止（小商人の商品購入の機会確保）であろう。

第36条は、祝祭日における商取引禁止の原則を確認したうえで、例外として、

一時寄港した船舶上での売買を許容している。

この2カ条についても、海事関連規定とすることは、もちろん、誤りということではできないであろうが、やはり（規律対象者は、布地商であり——仕入れ商品が船舶上にあるかもしれないが、——海商に参画する商人とはいいいがたい）、その海事法としての性質は、それほど濃いものではない、というべきであろう。

むしろ、本規則について着目すべきは、タイトル、第18条の前の見出し、第38条（規定本文中）、第38条末および第39条末において、計5回、メッシーナが登場することであろう。このことは、往時のトラパニとメッシーナの商事・海事法の関連・類似性を推測させる⁽³⁾。

- (1) 「15年期の最初の年の3月」が具体的に何年の3月になるのか、それが分かれば、裁可者も分かるが、本稿にそれを検証する暇はない。
- (2) Murino, op. cit., loco cit.
- (3) 本規則においては、トラパニとメッシーナ以外（シチリアを除く）、具体的な地名は出てこない。

3—3 Capitula generalia

Capitula generalia terre Trapani de novo ordinata et per Regiam Majestatem confirmata, et primo de nundinis

© La Mantia, op. cit., pp. 15-24.

本規則は、往時のトラパニに存在した海法を知るうえで、TRCM について重要なものである。すなわち、本規則も、主たる規制対象者・事項を陸上の商人・商事事項としているが、Murino によって Capitula mercatorum および Capitula Consulum の海事関連規定とされているものより、より強く海事法としての性質を帯びた規定——TRCMに含まれていても不思議はない規定——を多く含んである⁽¹⁾。

タイトルの後に裁可者として Rex Fridericus rex Sicilie が掲げられているが、本規則の全43カ条のすべてが同じ年に裁可されたものではない（したがっ

て、同じ王によって裁可されたものでもない)。すなわち、第30条末に“Datum Cathanie MCCCXL”と表示され、第41条末に“Datum Auguste MCCCCVII”とある。2つの条文が裁可された年に67年の差がある。

しかし、これらの条文は、トラパニがカタールニアおよびアウグスタと類似する慣習（法）を有していたことを表わしており、往時のシチリアの状況を知るうえで貴重な情報である。

なお、タイトルにメッシーナとの関連をうかがわせる文言はみられないが、第3条にその名が登場する。本規則において、メッシーナに対する言及は一度しかなされていないが、トラパニと密な交易関係を有していた、と推測させる地の言及がいくつかなされている。(iv)第12条でみるファヴィニャーナ (Favignana) 島や第11条などで複数回出てくるブキリア (Buchiria) である⁽²⁾。

以下において、Murino が海事関連規定とした条文を主たる検討対象として、本規則のいくつかの海事法としての性質を帯びた規定ないし TRCM にかかわりのある条文をみてゆくことにする。

- (1) Murino, op. cit., pp. 322-324 は、本規則の第2条、第5条、第12条、第14条、第24条、第26条および第31条の7カ条を海事関連規定としている（ただし、第14条については、留保がなされている）。
- (2) Buchiria は、かなり詳細な現代のイタリア地図にも掲載されていないが、パレルモ東方の郊外に位置する現在のバゲリア (Bagheria) がそれかもしれない。

(i) 第2条 [Quod patroni navium Trapanum veniencium debeant iurare portulanis : 到着船長の宣誓義務]

Item a quibuscumque patronis navium et aliorum vassellorum declinantium et applicancium ad portum dicte terre, incontinenti quod in dictam terram descenderint, debeant recipi ad Sancta Dei evangelia debita iuramenta per portulanos terre predictae, ac fideiussoria cautio quod nullam victualium seu leguminum quantitatem immictant furtive seu recipiant, vel recipi et immicti faciant per quempiam in vassellis eisdem vel aliquo eorumdem dum fuerint in portu predicto.[©]

© La Mantia, pp. 15-16.

【同様に、前述の地（トラパニ）の港に来航しそして接岸する船舶およびその他の船のすべての船長は、前述の地に上陸すると直ちに、聖神の地において、前述の地の港湾監督官に、前述の港に滞在中、その船舶もしくは何かにおいて、いかなる量の食料品もしくは野菜もひそかに持ち込みもしくは受け取らず、または、何人にも受け取らせず持ち込ませもしない旨のしかるべき宣誓および保証書を提出しなければならない*。】

* 原文の基調から離れるが、規定内容は、能動態（相）で示しておく。

本条は、トラパニ港に来航した船舶の船長に対して、食料品の持込みおよび持出しを禁じているが、その趣旨は、往時のトラパニの食糧流通規制について知識を有しない筆者に理解・想像不能である。

しかし、本条の規律対象者がトラパニ港に来航した船舶の船長であり、その宣誓・保証書の提出先がトラパニの港湾監督官であることから、本条が（公法的性質を帯びた）海事関連規定であることは、容易に承認可能である。

(ii) 第3条 [Quod Consules Maris non exigant tricesimam vel salarium : 海事評議員の超過報酬請求禁止]

Item quod Consules Maris dicte terre Trapani contra formam privilegii regii Trapanensibus concessi sicut Messanensibus, de tricesima vel salario aliquo non solvendo, litigantes de marinis actibus coram eis, ad solvendum tricesimam vel salarium in ipsius dictorum Trapanensium preiudicium libertatis, aliquatenus de cetero non compellant, sub pena eis arbitrio Curie infligenda.^⑥

© La Mantia, p. 16.

【同様に、前述のトラパニの地の海事評議員は、メッシーナ人のようにトラパニ人に承認された王の特権の形式に反して、未払いの月給またはその他の報酬について、彼らの面前の海事裁判の当事者を、トラパニの布告の定めにした

がった月給または報酬以外に、幾分かその他のものに関して請求してはならない。これに違反したときは、裁判所の裁量に基づく罰を科せられる。】

本条は、海事評議員に対して、法定額を超過する報酬額の請求を禁止している。海事評議員の超過報酬請求を禁止する、という（広い）意味では、本条は、TRCM 第2条および第3条に類似している、といいうるであろう。

本条は、Murino によって海事関連規定の1つに掲げられていないが、おそらく、彼の見落としであろう。La Mantia および Giordano の指摘を待つまでもなく、本条は海事関連規定の1つ、というべきである⁽¹⁾。

(1) La Mantia, op. cit., p. XI; Giordano, op. cit., p. 376.

(iii) 第5条 [Quod terra et planum porte Regine extra menia expediatur post triduum : 城壁外の区域]

Item quod in terra et plano extra menia dicte terre Trapani ex parte portus usque ad mare, videlicet a porta Regine versus occidentem usque ad turrim magnam porte, que dicitur Ianuensium, nulla [vassella] fiant seu construantur, et nulla alia facta et constructa vel facienda et construenda, ingradientur, immictantur seu teneantur, et nemini liceat immictere, facere vel tenere aliqua impediencia vel occupantia [in] aliquo dictum planum, ut planus ipse remaneat expeditus et liber pro mercatoribus et personis aliis exteris, qui cum mercibus et precipue lignaminibus accesserunt ad terram eandem, sub pena unius uncie auri ad opus menium dicte terre et statutorum ad hoc per dictam universitatem communiter solvenda.[©]

© La Mantia, p. 16.

【同様に、前述のトラパニの地の城壁の外の土地および平地ににおいては、港の側から海に至るまで、すなわち、女王門から西へ、ジェノヴァ人の門と称されている大門の塔に至るまで、いかなる [船舶] も、築造または製造されることなく、そして、その他のいかなる築造物・製造物または築造中・製造中の

物も、持ち込み、送り込みまたは保持されてはならず、そして、何人も、前述の平地 [において]、妨害もしくは占拠を実行、実施または継続することは、許されない。その平地は、商品、とりわけ、薪をもってその地に来訪する商人および他の国の人のために用意され自由にされているからである。これに違反したときは、前述の地の城壁および建造物に対する行為について、金1オンスの罰金をとくに前述の共同体全体のために支払わなければならない。*】

* 本条の原文は、1つの文章からなっているが、規定内容は、3つの文章に分けている。

本条は、トラパニ港に隣接する一定区域内における造船・修理工為などを禁じている。造船・修理工為などの禁止は、当該区域内を商業目的の使用に供するためである。

商業用スペースの確保を目的とする本条は、直接的には海事関連法規の性質を帯びないかもしれないが、その規律対象者として、船舶所有者や造船業者などが考えられるため、海事関連法規の範疇から完全に排除するまでもないであろう⁽¹⁾。

(1) 海商法を「海を舞台に船舶によって行われる」海上企業に関連する（私的）利害の調整を目的とする法規の総体とする（通説的）見解によれば、造船契約は、陸上で行われる契約でしかないのかもしれないが、造船契約についてかなり詳細な解説を行う海商法の教科書もある（たとえば、中村眞澄・箱井崇史「海商法」成文堂〔平成22年〕59頁以下）。そのような意味で、筆者も、本条を海事関連法としたMurinoを支持しておきたい。

(iv) 第12条 [De lignis Favignane et aliis vendendis ad minutum : ファヴィニャーナ島など産の小売り薪]

Item quod ligna Favignane et aliarum insularum, aut aliunde per mare venientia, que in portu terre Trapani exonerantur causa vendendi ad minutum pro usu comburendi aut ardendi, vendantur ad cantarium et non aliter, ad rationem de tareno uno ad plus pro cantario et non ultra, sub pena eisdem venditoribus infligenda per Iuratos dicte terre ad eorum arbitrium si

contravenerint.[©]

© La Mantia, p. 18.

【同様に、ファヴィニャーナ島、他の島またはその他の地から海路運ばれてきて、トラパニ港に卸される小売り目的の燃焼・燃料用の薪は、カンタリウム単位⁽¹⁾でそしてその他の方法によらず、カンタリウムあたり1タリまででそしてその額を超えずに、販売されるものとする。これに違反したときは、その売主に、前述の地の宣誓者の裁量により、罰が科せられる。*】

* 本条の原文は、1つの文章からなっているが、規定内容は、2つの文章に分けている。

本条は、ファヴィニャーナ島⁽²⁾など産の小売り薪の売買について、その数量単位と価格を強行法的に規制している。

海路運ばれてくる商品の売買は、たとえば、CIF や FOB などは、海上売買と称されることがあるが、これも、造船契約などと同様、厳密には、海商法の規律対象ではない、と考えられるかもしれない。しかし、海上売買について海商法の教科書が論じたとしても、理論的にはともかく、実際上の便宜から許容可能であれば、本条も、第5条と同様、海事関連法規の範疇から完全に排除するまでもないであろう。

(1) cantarium は、おそらく、重量の単位を表わす centenarium から訛ったことば。現代（南部）イタリア語の cantaro、英・仏語の cantar、独語の Kantar や、現在の各国語にある quintale も同根。換算値は、シチリア島内でも、地域ごとにかなり異なっていた（パレルモでは、79.342kg）。

(2) トラパニの西南方に位置するエガディ（Edadi）諸島のなかの最大の島。

(v) 第14条 [De animalibus mortuis extra terram proiciendis：動物の死骸埋葬禁止区域]

本条は、(小) 動物の死骸埋葬の禁止区域に関する規定である。往時のトラパニは、他の多くの都市と同様、城壁によって囲まれていたが、本条は、動物の死骸埋葬は、その城壁から石弓の射程距離の外でするように定めた規定である。

Murino 自身が認めているように、本条は、航海に関連した規定ではない。彼が本条に興味を持ったのは、「石弓の射程距離」が往時の領海の範囲と関連していたからである。

(vi) 第24条 [De saburra proiicienda et elevanda : バラストの投棄および採取]

Item quod nulla vassella magna, mediocria sive parva debeant jacere seu proiicere in portu terre ipsius saburram vel preiudicialia, ex quibus portus eiusdem terre valeat impediri, neque saburram qua indiguerint elevare de dicta terra nisi a parte septentrionali terre ipsius, videlicet a Cucucella usque ad locum qui dicitur Busarrabbi.[©]

© La Mantia, p. 20.

【同様に、大中小を問わずいかなる船舶も、その地の港の妨げとなるバラストもしくは破損物を、その地の港に放棄または投棄してはならず、また、その地の北部、すなわち、ククチェッラからバサラッビと称される場所までを除いて、前述の地からバラストを採取することを欲してはならない。】

本条は、港の使用に障害をもたらすバラストなどの投棄の禁止およびトラパニでのバラスト採取の原則的禁止（北部区域での許容）を定めている。

本条の前半部は、現在の港則法と同様、港湾の使用可能性・航行可能性の確保を意図している。本条を海法ないし海事関連法規とすることに、妨げはないであろう。

(vii) 第26条 [De igne non incendendo prope muros terre : 点火禁止区域]

本条は、造船工・修理工に対して、火を熾すに際し、城壁から1カンナ⁽¹⁾以上離れるよう (per distantiam unius canne) 命じている (原文の掲載省略)。

往時、船舶の修理にピッチを用いる場合など、火を熾さなければならなかった。しかし、城壁の近くで火を熾すと、その火が街を護る城壁を損傷しかねない。本条は、そのような事態が生じないように造船工・修理工に求めているので

ある。

Murino は、本条も海法に関連する規定の1つにあげているが⁽²⁾、それが妥当かはかなり疑わしい。

(1) Murino, op. cit., p. 324, n. 1 は、1カンナを約2.5メートルとしている。池田廉など編・「伊和中辞典（第2版）」1999年（小学館）251頁によると、2—3メートルで、地方により差がある、という。

(2) Murino, op. cit., p. 324.

(viii) 第31条 [De meretricibus euntibus ad partes Barbarie : 未開地に向かう娼婦]

Item quod nulla meretrix debeat neque audeat a terra Trapani recedere, et se ad partes Barbaricas transferre, nec ab aliquo pertransire permictatur propter detrimentum fidei christiane, et contrafacientes, conscii et participantes puniantur pena, per ipsam Universitatem aut officiales ipsius statuenda.[©]

© La Mantia, p. 22.

【同様に、いかなる娼婦も、トラパニの地から離れてはならずまた欲しては
ない。そして、キリスト教徒の信義に背いて、彼女らを未開の地に移送した
はどこからか転送するすることは許されない。そして、違反者、共犯者および
関与者は、共同体自体またはその選任されるべき官職者によって罰を科せられ
る。】

奴隷売買や売笑行為が合法であった往時においては、奴隷や娼婦を運送客体とする契約も有効であったであろうし——TRCM 第16条および ME 海法第128条第11項は、奴隷売買仲立人の報酬を定めた規定である——、その限りでは、本条は、海上運送契約に関連する規定としての性質を帯びている、といえなくはない。

しかし、本条は、海事法というより、宗教（キリスト教）上の禁令、というべき性質の規定である。本稿は、本条について、これ以上のかかわりをもたな

い。

3—4 De officio Acatapanorum

De officio Acatapanorum sive Nadarorum terre Trapani et de exercitio et potestate ipsorum rubrica

© La Mantia, op. cit., pp. 24-26.

本規則は、検数人の職務・権限などについて定めた規則である。全部で8カ条（すべての条文に見出しはない）からなっており、La Mantia が報じている規則・条項のなかでもっとも小さなものである。

裁可者は、Rex Fridericus rex Sicilie etc. とされており、複数の人が存在したようである。最終（第8）条の末尾には“Datum Trapani MCCCXXX”との記載がある。

Murino は、本規則の第5条が海法の規定、と考えている⁽¹⁾。

Item quod dictus Acatapanus mercatoribus et personis aliis deferentibus per mare ad terram eandem et vendentibus ibi vinum, oleum, sal, carbones et fructus, debeat concedere mensuras quibus indigerint pro mensurandis eisdem, exigere, recipere et habere ab ipsis delatoribus et venditoribus predictarum rerum ratione concessionis predictarum mensurarum ius infrascriptum videlicet.

In primis pro qualibet salma vini granum auri unum.

Item pro qualibet salma salis gr. auri unum.

Item pro qualibet salma carbonum gr. auri unum.

Item pro qualibet salma fructuum gr. auri unum.

Item pro quolibet cantaro olei gr. auri unum.

Exceptis tamen Ianuensibus et Cathalanis, qui sunt immunes et liberi, et predictum ius emptores predictarum rerum solvere teneantur.©

© La Mantia, pp. 25-26.

【同様に、前述の検数人は、海路同地（トラパニ）に来て、そして、そこでワイン、油、塩、木炭および果物を販売する商人およびその他の人に、それらの計量に必要な計量器具を供与し、前述の物品の通告者および売主から、前述の計量器具の供与の精算のため、下記の補償金⁽²⁾を取り立て、受け取りそして取得するものとする。すなわち、

まず第一に、すべてのワイン1サルマについて、1金グラーナ

同様に、すべての塩1サルマについて、1金グラーナ

同様に、すべての木炭1サルマについて、1金グラーナ

同様に、すべての果物1サルマについて、1金グラーナ

同様に、すべての油1カンタロについて、1金グラーナ

ただし、免税されそして免責されているジェノヴァ人およびカタルーニャ人は、除外し、そして、前述の物品の買主が、前述の補償金を支払う義務を負う。】

タリーマンやステベドアーは、海上企業者ないし航海に直接かかわる者ではないが、陸上で（または停泊中・接岸中の船舶において）作業を行う海上企業補助者である。本条を一覧すれば、Murinoと同様、本条を海法の規定、と承認しうるであろう。

往時、トラパニにおいて、検数人が主としてどのような物品の取引に関与していたのか知るすべはないが、本条に列挙された物品は、生活必需品とという。本条に列挙された物品以外に関して、検数人に補償金請求権が発生したのか否か、興味深いところであるが、本稿に、それを詮索する暇はない。

ここで、われわれは、本条の但書きに注目したい。ジェノヴァ（Genova）人（およびカタルーニャ〔Catalunia〕人）は、検数人に対する補償金の支払いを免除されている。そして、Capitula generalia 第5条にみられるように、往時のトラパニの城壁に設けられていた門の1つにジェノヴァにちなんだ名称を有するものがあつた。往時のトラパニは、それほどに、ジェノヴァとの関係（交易）が密であつたのであろう。

さらに、ジェノヴァ商人に承認されていた優遇措置が、より遠い地のカタルーニャの商人に認められていたことも忘れてはならない。

本条は、往時のトラパニの交易範囲の広さ（および主たる交易品目・価格）を証明する有力な手がかりの1つであり、注目すべき規定、といいうる⁽³⁾。

- (1) Murino, op. cit., loco cit.
- (2) “jus”には多様な意味があり、本所では、「報酬」もあてはまりそうであるが、かりに、「補償金」との訳語をあてておく。2—18の(i)参照。
- (3) 往時のトラパニの交易範囲がシチリア島内に限られず、はるかスペインにまで及んでいただけでなく、その交易に優遇措置がなされるほど重要視されていた点に留意すべきであろう。

3—5 *Capitula pertinentia ad cabellam*

Capitula pertinentia atque spectantia ad cabellam ac dirictus et jura cabelle Buchirie, et super venditionem carniuum in macellis eiusdem terre, tam Christianorum quam Iudeorum vendentium carnes et exercentium huiusmodi talia negotia cabelle predictae

© La Mantia, op. cit., pp. 26-28.

本規則は、主に食肉売買に関連する全16カ条からなり、裁可者は、複数存在したようであり、Rex Fridericus rex Sicilie etc. とされている。本規則は、海法関連の規定を有していないようである⁽¹⁾。最終第16条の末尾に“Datum Trapani MCCCX”と示されている。

なお、タイトル中に3—3でみたブキリアへの言及がなされているが、同地とトラパニは、往時、密な関係を有していたのであろうことが、ここからも推測される。

- (1) 本項が多くを依存している Murino, La Mantia など、本規則のなかに海法関連の規定を発見していないようである。

4 むすびにかえて

われわれは、TRCM の全18カ条と近接した時期の陸上の規則のなかにあるいくつかの海法関連規定について検討を試みた。検討対象となった条文は、それほど多くはなく、それらが往時のトラパニ海法の全容を余すところなく明らかにしていた、ということはいえない。

しかし、本稿の作業から、中世イタリア（ないし地中海）海法史研究上いくつかの重要な成果をえることができた、といえるであろう。

まず、2における検証により、たとえ、わずか全18カ条とはいえ、多くの研究者によって（おそらく例外なく）「トラパニ海法」として扱われているTRCM のすべての規定内容を明かにすることができた。これのみによっても、トラパニ海法研究の成果といえる。

幾人かの研究者により、TRCMの多くの規定がME 海法と（また、そのうちのいくつかは Am とも）類似・対応していることが報じられてきたが、その類似・対応関係を逐条的に詳細に論じた研究は、おそらく、本稿が初めてのものであろう。

そして、3における検証から、トラパニに伝わる陸上の規則・条項が、メッシーナをはじめ、カターニャやアウグスタ（両市はシチリアの東岸部に位置している）などのシチリアの重要な都市と深いかかわりを有していたことが明らかとなった。このことは、アラゴン王朝のシチリア統治が島全域に等しく行き渡っていたことの証しであろう。

それだけではなく、往時のトラパニの交易範囲が、シチリアを遠く離れ、ジェノヴァやカタルーニャに及んでおり、優遇措置がなされるほどに密な交易がなされていたことも実証できた。

アマルフィ海法に関する「試論」、メッシーナ海法に関する「序説」および「統説」ならびにトラパニ海法に関する本稿を併せれば、ティレニア海における往時の3つの交易の要衝にあった海法の様相（3つの都市の海法の類似・対応関係）がかなり明らかになったはずである。

13世紀後半から14世紀初頭には、地中海の広い範囲において、海事裁判慣習（法）に関する共通の基盤が存在していたもの、と推測されているが⁽¹⁾、本稿は、その推測を支持する実証的な根拠の1つになりうるであろう。

筆者が繰り返しのべているように、「一都市の海法が他の都市の海法の影響を受けずに生成・発展した、というようなことは、ほとんど考えられない⁽²⁾」。中世イタリア（ないし地中海）海法史研究上、一都市の海法に特化した個別的研究と同様、地中海諸都市の海法の全体を鳥瞰する概略史研究も有用・不可欠であろう。その作業については、他日（もし、あれば）を期したい。

(1) 続説・1040頁注(1)。

(2) 試論・247頁、序説・1852頁など。

(2016年11月4日脱稿)